

服を着し、頭にピイブラハエと名ける冠を戴き、威儀有る人三人（是は湊に詰合の役人なり）水主六人にて來り、積荷改濟て、壹人は船中に止り、其餘は皆陸に歸り、残りたる壹人と我船の頭と何か話を推察するに、我々のうゑを語るが如し、夫より我等が側に三人來りて手を握り、ハワイヤといふ、此言葉が、はいやと言ふに似て、嬉しき心地したり、後に聞ば、如何かくらすかといふ英語なり、次第に亞人の深意を知り疑念はれ安心す、今日八半時頃迎ひ船來て我等の内兩人陸へ連行、黄昏に至り、パン（蒸餅母なり）をもたらし、又兩人を送り來る、此家有處は、四ヶ年前、アメリカ領に定り、新に開けたる土地故に、假建にてアメリカ風の家作にあらず、此處をカルホニヤといふ、元メキシコ國の領分にて、メキシコ政府より萬國に觸れて、此處に來り住む者は、厚く所置し、安穩に渡世なさしめんと有りによつて、亞國の人民多く移り住て業を勵み、次第に富をなすに至りて、税を重し加役を増し、人民大に困窮す、是によつて亞國より其非常を咎む、是より兩政府の爭論となつて、兵を交へ、亞國戦ひ勝

て其地をとる、然りといへども、元來カルホニーはメキシコの地たる故に、權威につり、是を奪す、要用地なるを以て、地代數萬金を出して買取、これより亞國領と定め、其後キャブテンストルト名くる亞人、サンフランシス（地名）より、凡百七十里程奥に移り、耕作をいとなむに、地中に金有るを見出し、所々を、試るに、金鑛數多にて、年を追ひ日を追て金銀を増出し、是よりサンフランシス（地名）湊の町漸く繁榮となり、今年迄十六年の内に、世界に知られたる大都會となれり。

サンフランシスコの繁昌に驚く

同廿四日 昨日迎ひに來れると同じ船に旗印を立て、金の筋入たる冠を戴きたる亞人壹人水主六人にて我船に來る、これ湊内の非常を守る軍艦の役人乗り來るなり船主對面して何か囁きいふ、推察するに、後刻他の船を以て、我々を迎ひ取んといひて歸りしさまなり、又此日別船に湊奉行の添役壹人乘來り、我船の二番役と共に予を伴ひ

上陸して、凡奥行二十間梁間六七間にて美麗なる家に行、種々の沓を出させ、小なる
 を選み予にはかきめ、洋銀三枚を拂ふて其家を出て、夫より市中を見物するに、黑人
 大聲を發し、馬を御し車を牽せ、荷を運送なし、或は赤土山を崩し、海岸を築出し、
 人夫大勢にて夫々の働をなし、其繁榮混雜目を驚す大港なり、黑人の景況、面色媒
 と油とを混じ塗たる如くにて、眼、口大きく、白色の眼球を廻して、傍を見、頭にさら
 さをまとひ、緋の羅背板の股引を着し、髪の毛縮れて、其行粧人とは思はれざるなり、
 予十三童の時なるによつて、驚怖し、船主の手を握り寄添て離るゝこと能はず、夫よ
 り三人ともに酒店に入、兩人は酒を呑、予にはパイといふ菓子を作るゝ、此菓子は、
 小麥粉を煉り薄くのばし皿にもり、木の實を砂糖煮になして内に入、其上に又小麥粉
 煉を布のばし、かすていらの如く焼たるものにして、其味至て美なり、此家にて異國
 の女を始めて見たり、酒のみ終て食事を調へ、陸より來れる官人にわかれ歸らんとす
 る時、互に手を握り、グーバイといふ、是はじめて英語を聞とゞめたり、グーバイと

いふは、汝に神が添て守りますと云意なり、夫より本船に戻り、貰ふたる沓を見せ、
 又食事したる事を一同にも話したるに、亞人の慈愛深きを彌知りて未頼もしく覺
 えける。

米國風の踊りを觀る

此湊に庫船と唱るもの有り、是は船年を経て大洋に用ること能はぬを、湊の内に繫
 て荷を貯ひ置なり、我等の船、此庫船に隣りて滯泊するによつて、庫船の主我々を珍
 しく思ひ、且憐みまねきて、此船に來れと云ふ故に乘移り、種々世話になり居る内、
 夜五時頃に至り、庫船の主我々を誘引、上陸して踊躍を見物せしむ、をどり場は大家
 にて、二階造りの美麗なる家なり、二階は舞臺下は旅客の群集して飲食なす間なり、
 日本にとりていへば、大なる旅籠屋の如し、踊躍は商人等の催しにして、是を催さん
 と欲する時は、前廣に日限仕方等を新聞誌に出して四方に知らしめ、見物せんと思ふ

者、又踊躍をいたさんと思ふ者は、定めの出金を以て札を買置、當日に至りて此札を持參す、其集金を以、客には酒食を出し、其他入費をまかなふ等、凡て日本の書畫會に同じ、踊躍するものは、假面を當て、顔をかくし、男は女の姿を爲し、女は男の振をなす（此おごりの名をマスキリと號す）躍のはじまらぬ前、幕を引たる舞臺の如き所に我々を連行、床几に腰を懸よと庫船の主差圖す、此ときみせ物にせらるゝ如く心得立腹するもの有り、又漂流して死すべかりしを救はれたる身なれば、みせ物に爲さるゝも何か厭はんといふも有、其内に幕を引揚ぐれば、見物の大勢前にあり、珍しくや思ひけん、又は漂流せるを憐む心にや、人々近く來りて手をとり、煙草ゆび輪菓子わの類洋銀など思ひくゝに呉れしなり、其内に、踊の混雜にて、十六人わかれくゝになりて踊を見物す、おごり濟で船主十六人の者を呼集め、銘々もらへる物を見せもし見もするに、予幼稚なる故にか、殊に多くもらる、洋銀斗りも十五六枚有りたり、此家に始入たる時、壁に長八尺巾六尺程の鏡有、かよふの大鏡、世上に有るを知らざる我

我故に、己が顔の向ふに有るを驚きふしんしたり、右のおごり終て、食膳に向ひて見るに、器に白砂糖もり有とみて、パン（蒸餅母を焼たるものなり）を取て是をつけんとすれば、船主笑ひながら止て、是は鹽なりといふ、（此鹽は山より出る鹽にて、海の鹽とはちがひ、味至て美なり）其夜九時に至り、人々に禮を爲し、暇乞して船に歸る、翌朝川つらを見渡すに、數艘の蒸汽船川岸に繋り居たり、是は川蒸氣船にて、夕七時比より、旅客或は荷物を積て川上に運送するなり、其早きこと一時に十七八里を行く、惣て川船は登り不便なれども、其仕方により如斯早し、夫より二三日過て船の次役（異人なり）予に言ふは、又舞を見物せしめ、序に衣類を求め與へん、過日貫る洋銀を持って上陸すべしといふによつて、其人に誘はれ町に出て、踊家に行て見物するに、前日の踊に比すれば、惣てのこと皆々手輕なり、此家女多く、次役の者は酒食を爲し、女子にたはむれ樂しき様なれども、予は傍なる机に腰うち掛退屈す、尤、折々女子供食物など呉るゝといへども、心中快からず言語通せぬ故、たゞ遊女ならむと推察す

るのみ、時過て船に歸らんといひながら、衣類を求めんとする様子もなく、洋銀十六枚は酒食の料に遣ひ捨られたり、漂流の身なれば、之を否むこともならず、不快に思ひつゝ船に歸り來れり、其時に自分の着ふるしを與へたり、亞國は、人を憐むを道の第一と勤るうちにも、又かゝる不義の人もありけり。

軍艦内トーマスの親切

是より十日程過て、我々の乗居し船の積荷を庫船に移し、是迄並居たる其船は他所に碇を卸す、此船主、我々に手品を以つて、三日ほど過れば大軍艦に移すといふ趣を示す、其言葉の如く、大軍艦より役人壹人マタロス六人バッテリー（小船）二艘にて迎に來る、仍て我々十七人は是に移る、此軍艦は、湊防禦の軍艦にて、大洋を渡る船に非ず、船の作りさまは、厚さ一寸七分程の鐵にて船の全體を卷、大筒六挺檣三本、此周圍に鎗十本づゝ都合三十本飾り付、乗組三十五人、内九人は役人と見へて、金の

輸入たる頭巾金牡丹の着たる衣服を着し、威儀有、其行粧、政府の軍艦たること自ら知る、此乗組異人の内壹人、大兵にて鬚髭多く、容貌逞しく見ゆる人有り、船將より、此人に、我々の世話を命せらるゝ、其名をトウマスと呼ぶ、其性見かけと違ひ、篤行實明にして心さまやさしく、食事衣服は言ふに及ばず、惣ての世話至つて深切にて、暇有る時は言葉を教へ、又筆算をも習しなり、船將、予小兒なる故にか、常にかたはらに置いて、船中の用に遣ふ、軍艦に於ては、銘々晝夜の用事に定有て、號令嚴重にして少しも怠ること能はず、要用の暇には、一日に幾度と定めて、鐵を以て製しドンベルと名付るものを取て運轉し、筋骨を強健にすること、船將はじめ然りとす、此船に居ること十二ヶ月、日曜日には船將人に命じて、我々を逍遙せしむ、此船に在る間に、漸々言語を覺へ、凡用便するに至る。

艦長涙を揮つて別れを惜む

我々繋り有し港の向川岸に、大軍艦來りて碇を卸す、此方の船將、夫を指し、各を送て日本へ返す船なりといひて我々に示す、是を聞て一同大さよるこび彼是するうち、大軍艦より端船を卸して我々の船に付ぬ、此時船將我々の手を握り、名残を惜み、恙なく歸國せば必其安否をば書面にて可ニヤ越といと念頃にいひて眼中に涙を満つ、十二ヶ月間此船に有る内、食物も、日本は野菜を常用にせるとて、態々求めて食さしめ、衣服調度に至迄、何ひとつの不足なく、厚恩に預りし事なれば、今更父母に別るゝ思ひなれども、日本へ歸りたさのまゝ、泣々別れて迎ひ船に乗移れり、此船の行粧を見るに、大筒二十挺其他武器嚴重にて、乗組の役人二十八人兵卒水主百人程、惣て是迄乗たる軍艦に一倍の行粧なり、此船其翌日出帆す、帆をあぐるこ諸方一度にて誠に神速なり、船の進退惣て日本の船に比すれば神妙といふべし、己に沖に出て又船を停め、水先の者を端船に下し元の港に歸らしむ、出帆より十日餘更に山を見ず、十七日目に始て山を見る、是一つの嶋にしてサンドウチと名づく、此朝洋中にて、我

船頭病死す、此夕方此嶋に入津して死骸を葬り、十日滯留す、此處を又出帆して西へ走り支那に至る、此の如き軍艦にては、船將自ら毎日本人別を正し、病の有無を尋ね、訓練を爲して連日怠ること無し、直に戦争に臨むも、障りある事なし、此サンドウチ嶋を出帆し、四十日めに支那國の香港と云處に着岸す、此土地は阿片煙草の亂によつて英國に奪はれ、今英吉利私領となりし所なり、異人館は美麗なれども、支那人の家は至つて粗悪なり、此港に三日滯留、凡五十里隔り澳門の港に入津して其市街を遊覽するに、家作は勿論道路に至る迄石にて造り、富饒華麗の地なり。

漂流以來の冷遇

漂流以來移り來れる船、何れも懇切にて、萬事差支は無かりしに、此船に移りし後は、諸事取扱悪しく、米など一粒も呉れずマタロスマタロスの食を呉れ、或時は怒て足げにすることありて、我々怨みを生じ不平を抱き、ゆく末如何と心勞せり、此軍艦の取扱の

悪しきは、支那人を常に取扱ひなれし船にて、此例にならふが故なり、支那の國風として、外國を賤しめ無禮を爲すを國威と心得違を致すによつて、萬國の人又恒の支那人を扱ふには無體粗陋なり、今日本へ來り居る所の支那人、他の異人と共に食盤につくことなし、適々共に食する事有も、爾餘の異人壹人はに加はれば、其異人に憚りて同食せず、我々は日本人にて、輕卒の取扱を受けし事なき故に、此船の取扱悪しきによりて、一同種々談合に及び心勞せり、前にいへるトマス、サンフランシスコに於て軍艦に移りし以來、我々に附添、今猶同船に有ていふに、船將の悪しきにあらねど、次役のもの心得違ひにて、支那人の例にならふて取扱ふ、我より船將に訴へんと思へば言語通せず、トマスより言はんにも又障り有り、元より此船にて日本に送るに非ず、追付ペルリーといふ軍將數艘の軍艦を率ゐて日本に渡海す、其時各をいざなひ送り返す、少時の間の事なれば勘忍してペルリーの來るを待つべしといふを頼みに、待つこと已に三ヶ月に及べどもいまだ來らず、或る日、我友のうち壹人、少しく漢字に

通ずる者ありて、支那の僧に出會して、筆談に及ぶに、僧の曰く、是より南京に至れば、容易に日本に渡海すべしと、是によつて友の内八人は、南京に行んと決して、船將にも其故を告げず遂に拔出たり、行くこと二日路にして或村里に至れば、其村の者、斧などを持って八人を劫し、襦袢壹枚づゝを殘して悉く衣類をはぎ取られ、辛じて命ばかりを助かり、せん方なさに又以前の船に戻り來り、色々と詫てやうやく船に入ることを許されて又世話になれども、夫迄だに取扱あしかりしに、此後は別てつき悪しくなれり。

トマスに従ひて米國に歸る

亞人トマス、此所より歸國するにつきて、我にいふは、今カルホニー（地名）は繁昌にて、仕事多きにより、金銀甚だ得易し、日本へ歸らんも、ペルリー（人名）未だ來らざる程なれば、時節を期しがたし、船中のつきは良からず、今我が乗りかへら

むと思ふ英船は、日本近海四千里の内を行船なれば、日本へ戻る便りにもならんか、若し日本へ歸り得ざるも、我世話して立身の道を得さすべしとす、む、我答ていふ壹人にては心細し日本人兩三人を伴ひ呉れよと頼みしに、壹人の路費は如何様にもすべし、其他までは力に及ばずといふ、是によつて我壹人トーマスに伴はれ行かんと決心したり、然るに、トーマス、生來慈愛深き人にて、種々心配し、次作龜藏兩人をも同道せんと有て、香港より英船に乘組み、共に出帆す、此時我々が心中は、カルホニーに行き働んと思ふに非ず、英船に頼み、日本へ歸らんと願ひて出たるなり、我々三人の外拾三人は、四ヶ月過て、ベルリー來り、同船して日本へ歸るさ、支那の上海にて、尾張の漂流人乙吉といへる者に出會し、此者の世話を以てベルリーに先立て日本へ着岸せしと云々を後に聞けり。

我々三人は、英船に便乗し、カルホニーを志し出帆す、此船路は、日本の近海と兼て聞し故に、日本地へ船をよせ給はれと頼しかど、此船海上を急ぐよしにて立寄る事

叶はず、乗船六十日めにて遂にカルホニーへ着岸す、トマス上陸して、以前永く滯留したる湊守りの軍艦に行て日本へ歸りわび戻り來れる由を告しかば、我ばかり來れと船將云ふによつて是に移り、トーマスと外兩人は他を志して上陸す。

此夜、我乗たる軍艦出帆してキヤトリナ（此嶋はサントエコより二百里ばかり隔りたり）に行き、其所より又出帆してサンドイコといふ湊に碇泊すること二日、鳥獸を獵し遊ぶ、カルホルニー出帆の時は、夜中なりし故に、人々船の見へぬを疑ひ、難船の風説種々有りて、新聞誌にも出し程なり、此故に、トーマス種々心痛の折から三十日程過て歸帆するに、トーマスの歡び大方ならず。

奉行サンドスの厄介となる

嘉永五年六月、蜜柑を積る異船に、漂流人壹人を助け來る、これは越後新潟船に、拾人乗組漂流し、糧米盡て皆々餓死し、壹人幸ひに命有て此所に至るなり、我乗居る

と同じき湊固めの軍艦の將、漂流人を伴ひ來り、我少しく英語に通る故に、共に
 通辯せよといふ、是によつて一同に湊奉行の元に至り、漂流人の爲めに衣類調度を乞
 請て是に與ふ、此時奉行我に向ひ汝此方に來り居ば、世話して人となさむといふ、此
 奉行の名をサンドスといふ、我此人の元に移り、是より衣服の取しまつ又は給仕など
 し、給金の定めもなく世話になりたり、外二人はトーマスの口入にて、壹人づゝ分れ
 て奉公す。

サンドスの家は、兩替かし金を渡世にて、富饒なり、役所の用濟めば、我をも同車
 せしめ、毎日家に歸るに、自ら馬を御す、此人の見世ある家に至りて見るに、家大に
 して造作美麗なり、金銀の多きこと始めて此の如き富家を見る、又此所より十二三町
 隔て、町はづれに常住の家あり、此家二階作りにて結構を盡し、調度敷物等、目を驚
 かす斗りなり、此家も妻子と共に住む家に非ず、此所はサンドスの倅と、其組の者三
 人と、乗合にて建たる住所なり、本家は此處より五千里隔りたるホルトモといふ在所
 に在り。

ネウヨルカの大旅館

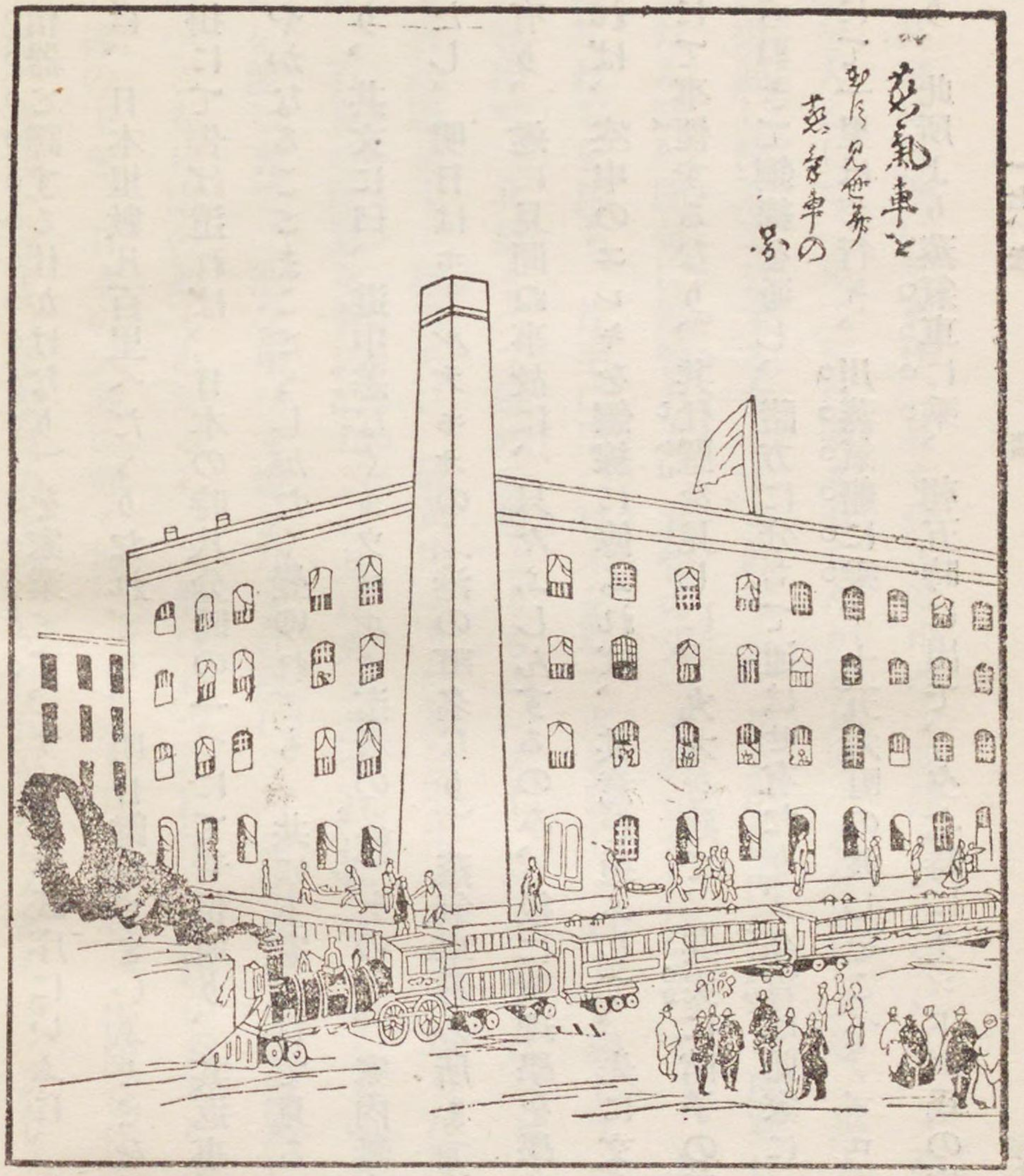
港奉行サンドス氏退役して、サンフランシスコ（カルホニー國の湊の名）といふ湊
 より、我を伴ひ出帆して二十一日めネウヨルカ湊に着岸す、此湊には川蒸氣海蒸氣
 船を合せ、凡船千艘も碇を卸し並居たり、家作は三階五階にて、結構美麗を盡し、人
 員凡八十萬人といふ、我々の上陸するを見て、車を馬二疋に引かせ、馬士壹人或は二
 人添來りて、是に乗れとすゝむる者多し、其車、外は黒塗にて、金銀の飾りを爲し、
 内は天鵞絨を以て張つめたる腰かけを置けり、サンドス氏と共に、是に乗りてメッロ
 フホラントンといふ旅籠屋に宿る、（日本使節の宿し家なり）

下之卷

其家は五階にて石作、長さ壹丁餘巾四十間餘りの大家にて、十疊を小とし、七八十疊を大として、凡二三百間も有らんかと思ゆ、召仕給仕人等、黒人五十人ばかり、床の揚卸し洗濯等をする女七十人餘なり、黒人の案内にて我々座敷に通る、己に夜に入りたる時、間毎に銅管あり、其管の先一寸程の所に穴三つ有て、其元ねぢなり、片手に其ねぢを持ち、片手に早つけ木を取て火を發し、ねぢを廻して火を移せば、管より發氣出て、其氣もへて蠟燭の燈よりもあかるし、予是を奇におもひて、黒人に問はむも言語通せず、猶考るに、硫黃山より此氣を引て火を點すならんと思ひたり、後に聞けば、石炭の精氣を管につたへ、是に火を點すれば此のごとくもゆるにて、市中悉く此管を渡し有て、油を用ひず燈をなす仕懸にて、家の内は勿論道路に至るまで、暗夜といへども日中の如くあかるし、入費はわづかにて、人民の爲めに大益あり、此旅籠屋の椽の下を、日本の穴藏の如く掘て、上より日光を取リ、住所を作り、一軒の家となして別に渡世を致す、是繁昌の土地にて地代高直なる故なり、此住人は、テレカラフ（傳

信器と譯する仕かけなり）を家業とす、サンドス氏序にいふに、此町より我生國までは、日本里數凡百里へだつたれども、明日歸宅すといふことを、下家に行て道具仕掛にて告げ遣れば、日本の時八分時の一つにて音信通り、其返事來るといふ、其すみやかなることまことしがたく覺ゆれども、共に下家へ行て見ると、暫時にて返事あり、其文に曰、道中恙なくネウヨルク迄着の歡をのべ、家内無事にて、掃除等もいたし、明日はホールテモオの（港の町名なり）蒸氣車着の所まで迎ひに出なんと認め有り、遂に見聞ぬ事故に、只々ふしんするのみ、後に究理學を學び、且其仕かけを見れば、空中のエレキを銅線に傳ふれば、其意を通ふして、先に文をなし、往來一瞬間にて事便するなり、其仕懸を見しに、丸太を建て、其尖に硝子の玉をつけ、其玉をつらぬきて銅線を通し、諸方に分ちて通はせ有たり、今宵は此家に一宿し、翌早朝車馬にて一里ほご行き、川蒸氣船に乗、十五六町の渡しをこへ、ブロクフェンといふ町なり、此所より蒸氣車に乗、朝五時に出で、夕七時にサントス氏の家に着しぬ。

蒸氣車
 世界初の
 蒸氣車



(今日停車場を蒸氣車を出す世へ一漂流記よ)

蒸氣車の駿速なるよしは、兼々聞えりしが、今日始めて實驗せり、十分に蒸氣をしかくれば、一時の間に日本里數六十里を行けども、左様にすれば、怪我過

ちの有ることを慮りて、常には一どきに二十五里づゝ走らすといふ、内に乗居て近き田畑に耕をなし居る農民などを見るに、飛鳥の如く、瞬と見留る事能はずといへども、車の動搖は、げしからず、少しの書き物はいたさるゝ程なり。

漂流の孤客、大統領に面會す

サンドス氏、商賣の爲に、生國ホルトモより、カルホニー港に來り住て、親族に離れ居ること己に三年なり、此度家業のことに付て、オロシヤ國に要用出來て、我をも同伴してキヤルホニーを出帆して、生國ホルトモの家に至り、妻子に面會し、又湊奉行を退役して歸郷したる届と、ロシヤ行の手形願の爲に我を同伴して亞國の大都會なるワシントン府に行、當時の大統領をピヨスといふ、サンドス、ワシントンの旅宿に於て予に言は、明日亞國王に對面なさしめんと有るを聞て、予心中恐れを抱き、又城廓嚴重ならんとおもひつゝ、翌日サンドスに誘はれ、ピヨスの屋敷に至り見れば、方

二三丁にて、周圍は石を重ね、凡高三四尺、其上に鐵のぎぼしを付けたる垣を廻して、其内に、大なる二階造りの家あり、大なりといへど、商人の家にもかよふの大家あり、只柱其外とも白色の蠟石を以て造り、結構美麗を盡せるを常人の家に異りとするのみ、大王の住所には、案外手がかるの事なり、門番人もなく、家に至りて音づれをなせば、下男壹人出て取次をなし、座敷へ通るべしと有るによつて、サンドスと共に入るに、凡五十疊ばかりの間二間つゞきて、奥の間に客人二人と對話の様子につき、次の間に對話の終るを待つ、客戻り、大統領自身立て我々を迎ひ入れ、手を握り、禮終りてサンドスより我うへを告れば、我が手をも握り、自から腰かけを持ちて我を座につけ、種々の物語りある間、退屈にあらんと察して、無遠慮に内外を見めぐり遊ぶべしとあるまゝに、家内又庭等を見物せるに、悉く目をおごるかすばかりなり、此時大統領の曰、幼童なれば、政府の學校へ入て、手跡學問算術を學ばせなば用に達たんと有しに、サンドス氏、自分の入費にて學せんよしをや斷てホルトモに歸り來り、其後十餘日

を経て、我は彌ロシヤに行んと思ふなり、此童子は、跡にて學校に入れ、修業いたさしめよと妻に命じて遂に旅立す。

恩人サンドスの家庭

これによつて、正月廿日、サンドス氏の舎弟、我を同伴して學校に行き入門す、その師は法敎家にて、大先生以下敎授する人十五人、諸生百五六十人居て、各國の言語窮理天文地理算法其他音樂に至る迄、各の好みに從て敎授す、其敎へかたは、一級に一人づゝの敎授がた有りて、六級迄居所を分ち、同事を學ぶものは一同に敎授す、諸生は通ひ有り、又入塾の者有り、入塾の者は、月俸一ヶ月洋銀十二枚を出す、我月俸はサンドス氏の賄なり、漂流人にて、歳已に長し、言語不通なる故に、一同に學ぶこと能はず、師これを憐みて、壹人別に敎へ呉れしなり、同塾の小兒等、日本の事は萬國圖志にも、委細記したるもの無き故に、新奇に思へるにや、暇ある時は、傍らに來り

懇意に話す、此學校に、正月より六月まで居り、炎暑凌がたきに至り、諸生皆々家に歸り、我も又サンドス氏の許に歸る、此妻君の母人三里餘山中に居住す、惣て亞國にては、山中に別莊を構へ、夏は夫に移りて暑をさく、我學校より戻り、サンドス氏の子供三人と共に別莊に行き、其有様を見るに、牛五十疋馬二十五疋黒人三十人、其他男女多く、田地壹里四方ありて、廣大の百姓家なり、(此身代は、サンドス氏の妻君親子のものにて、サンドスの身代とは別なり、異國は、何れも夫婦身代を別に持て、夫の借財は妻より返濟せず、妻の借財は、夫より返濟するなり、)此家に齡八十餘の老婆居る、これ妻君の母なり、此人我を愛憐すること孫と異なる事なく、或時牛乳砂糖氷片を混じ、孫にも與へ、我にも是を呑む可しとあるによつて、のまむとするに其香悪しく覺用ること能はず、老母さとしていふ、人の子生れて一ヶ月を過れば、母の乳なくとも、牛乳にて能生育す、汝か如く、虛弱の生れつきなるも、毎日是を服せば遂には健固となるなり、藥をのむと思ひて用ひよと進められ、辭するに道なく、眼を閉ぢ鼻を

ふさぎて漸^の吞下せり、夫より用ひ習ふて、身體康健となれるを覺へ、腹内快く、今日に至りては、一日もかくべからざるの飲料なり、此所に暑をさけ暮すこと凡二ヶ月ほど過て、主人サンドス、ロシヤより歸郷す。

學校より商館へ

此度ロシヤへ行しは、亞國へオロシヤ國(地名)より氷を送て賣買せんとの相談ありてなり、氷はキヤラホウナヒに持來り、炎暑を拂ふによつて人民の爲に藥となり、又ロシヤにては、利益有り、此故に相談とのひ、氷賣買のことはサンドスのとり捌と定り、又ロシヤ國より亞國に關係したる金銀出納の奉行職をまかせられて、此度歸郷せるなり、サンドス氏に伴はれ、再びキヤルホウナヒの商館へ行ぬ、此所には英人にてラ、ワンス、チテウンドの兩氏、手跡學問の師範を致し居るによつて、又是に入門して一ヶ年半許修行する内にサンドス不慮の大損を爲し、戸を閉ぢ身代の改革をせ

ざるべからざるに至りて、我にいふに、知らるゝ如くの始末にて、此上の世話心に任
 せず、殊に是迄の修業にて大方渡世には事足ぬべしと有るに由て、止事を得ず、學問
 を捨て、サンドスの口入にてメカンレンと云大問屋へ奉公濟して其景況を見るに、日
 本ならば、七八十人の人手かゝるべき程の大商人なれども、僅八人にて萬事調へり、
 是他なし、器械工みにて人力を用ひず、又虚禮虚飾なく、給金を十分に與へて怠惰な
 く人を働かしむる故なり。

日本開國の楔

此問屋に居ること壹ケ年半許り、然るに、亞國にセネターといふ役あり、此役は、
 一ヶ國より二人をゑらみ出し、ワシントンの政府に勤番なさしめ、國政の談判をいた
 すなり、此選みにあふたる人我にいふ、此度重任を請てワシントンに登るなり、我ど
 共に行は、其身の爲よからんと、予にすゝむれども、思ふに、今居る家は大家にて、

主人又仁愛深き故に、暇を乞ふ心なし、萬事サンドスに任せたる身なれば、是に相談
 し給ふべしと返答す、是によりて、セネターよりサンドス氏へ書面を以て懸合に及ぶ、
 其文に曰、近々軍將ベルリ日本に渡海して和親交易を開かんとす、去ながら日本は、
 二百年來鎖國にて、四海の形勢を知らざれば疑ひ多からん、今予をワシントンへ誘引
 して政府の書記役に召つかはさ、自然と萬國の形勢法則等を領會すべし、是を會篤
 して日本へ歸國せば、真情相通じ、兩國の爲に大幸ならん、我此度重任を請たる故に、
 彦藏を同伴せんことを欲すと、此書面を以てサンドス我をまねき、セネター兩國の爲
 に今般其元をワシントンに同伴せんと云、我も同じ志にて學校に入れたれども、不幸
 にあふて其志を遂げず、餘義なく商人の召仕とせり、此事を申て暇を乞はさ、當主人
 におゐても異議なかるべし、ワシントンは我正家に近く妻も居れば、諸事の世話は妻
 の方へいひやらんとありて、再びワシントンに登ることに決せり、其後一ヶ月をへて、
 セネターと共に至り、大頭領フカナンの前に出づ、其時セネター我を指て委細を語る、

フカナンは六月前に大頭領に擧用せられたる人なり、亞國の法として、大頭領の替る時は、要路の役人僅に残り、其他は悉く退役して當頭領の意の如く、役人を改めかふる定なり、己に六ヶ月を過たる故に明役なし、依て暫くセネターの許に食客となりて、日々讀書を業とす、是によりて、亞國の法度大概をさぐるうちに、フロツクといふ天文測量航海の學士に交り、別懇になりたり、或日フロツク來り、此度軍艦の將に選られ、測量の爲に日本に渡海す、書役になし召連んと言ふ、歸國の思ひ常に忘るゝ事なき折から故に、同船を願ふ、船將の曰、予はサンフランシスに行て軍艦の用意せん、汝は跡より來れとて先に出立す、是によつて、我は諸事を調て、蒸氣船に乗跡より行き、船粧ひをまつこと凡一ヶ月、此間に、日本人十二人漂流し、英船に助られ、此湊に來る新聞誌を見て、之を知り、行て面會するに、尾張の船なり、皆々言語の通するを喜び、偏に歸國の事をやす故に、英の船將にあふて此もの共は、國に妻子有者なれば、歸國なさしめ給はんと頼みに、快く請合、支那の香港といふ英の領分の奉行

所まで同船して、遂に長崎まで送り届しことを後に聞けり。

測量船にてサンドイス島まで

安政七年八月二十六日、軍艦の用意整ふて、サンフランシスコを出帆し、海上測量をなしつゝ、船を乗る故に、四十四日をへてサントウチ嶋に着す、扱、海中不思議の事有り、大洋中は、深く有るべしと兼て思ひつるに、却て淺く、地方近き所に、深さ一里半に及ぶ所有り、又此海底の土をとりて試るに、燒物の破碎せるが如きもの有り、是を指間に接すれば、恰も餅の粘滑に似たり、彼是を以て考ふるに、前世の地方變化して海中となりしものならんか、此嶋に滞留して湊中を見るに、鯨獵船五十艘許り懸り居たり極寒中は氷海となりて、獵をなすことならざる故に、暖嶋に寒を凌ぎ、或は仕込の爲めに此嶋に來り、春を待て又出帆なし獵業をいたす故に鯨獵船多し、我湊に滞留の間、鯨獵船二艘入津す、一艘の方に、阿波國政吉といふ者、今一艘の方に、

漂流人二人助けられ來りたり、三人のものども歎きていふ、船主我々を歸國なさしむるの心なし、何卒歸國のなるやうに計らひ呉れよとある故に、船主に面會して其故を問フに、外に趣意なし、世話序に亞國の學校に入レ用に達ものとなさむと思ふのみ、乍去歸國の情も又もだしがたしと有て、外二人は、我より船中入費を出し遣して、鯨獵船にたのみ、函館迄返しぬ、政吉は、我おもふ旨有てつれ歸り、船將に頼みを入れ、給金一ヶ月十二ドルと定め、奉公人となし、歸國までに金子手残りになるやうに世話をなしぬ、此もの今領主阿州公に召出されて、御船頭を勤く、横濱に來り再會せり、外二人は函館着のうへいかゝになりしかいまだ便宜を聞かず、然るに測量船は小なるもの故に、動搖甚しく、我病に罹り、無余義此船を下り、サンドイス嶋に、一ヶ月滞留す、測量船は出帆して西北へ走る。

サンドイス島所見

一、右サンドウス嶋は、其近傍に砂地の小嶋數多有り、其大サ或は三四丁、或は五六丁、大なるも十丁に過ぎる芝生なり、又砂地をはなれ、大巖石波の上に顯れ有り、測量は此の如き所を能探りて通船に難なからしめん爲なり、夫故嶋の近傍を廻りて暗礁を尋ね、數日滞留する内に、鼈は砂地に玉子を産るもの故か、鼈卵を多く得て食料とし、臟腑は悉く海中に捨テしに、大鰐鮫集り來りて是を喰ふ、其時鮫三四尾を得てこれを見るに、鮫の頭呼吸に従て外氣を吐納する所より、形ち鰐に似て大なる魚出て、再三餌を試み、しかしてのみ鮫其餌を食ふ、此魚の名を水先魚といふ、船路の案内するものを水先といふなるふて名づけたるならん。

一、サンドウチ嶋は、日本と亞國の兩間に有りて小嶋集り、一嶋をなし、凡其大さ我四國の半なり、九十年昔英人キャフテンコック是を見出す、此時迄は、土人裸身にて陰所を耶子の葉にて造れる麻布のことき織物を以て覆ふのみ、年中夏にて冬なき嶋なり、故に衣類を用ひず、又日本に見ざる木の實多し、キャフテン始めて此嶋に渡りし

時、マトロフと土人(黑人なり)の違亂有りてキャフテン殺さる、英船歸國して其趣を英王に達す、英王命を下して再び別人を渡海せしめ、法經に従つて人道をさすによつて、漸々に國ひらけたり、此時より我漂流の時迄凡五六十一年にて、英語を覺へ、國政も又英の法に習ふ、此嶋人は黒色にして賤しく、人種におゐては支那人と並いふべき者に非ず、且小嶋にて國威もなし、然れども、國政は萬國普通の法なる故に、英・佛・亞の如き強國の民にても、法外の事あれば土人裁判して是を罪すといへ共、異論起らず、是各國に和親して國政公平なる故に各にらみあいにて小國とあなごること能はず、支那は萬國より先き開け、國大にして人物も又雅地有て賤ならず、然れども自負甚しく、他の美事に心つかず、各國へ對して無禮を行ふて國威と心得たるより、英佛の爭戰起りたる時も、支那を助くる國なく、遂に大敗をなして萬國にいやしめ輕んせられ、今日に至りては、萬國の人民同等の交りをなさず、法教國政の大切なること知るべし。

コンシユル附通辯官

此嶋に滯留中病も癒え、又商船の使船も有りしによつて支那の香港に渡る、船中二十三日にて日本里數凡二千七百里ほどを走れり、ホウハタン(軍艦の名)支那に滯碇す、此船に移り、支那のシャンハイ迄來り、又亞國の軍艦メセスイビに移る、ホウハタンは、新見氏村垣氏の乗組で、亞國へ使節勤められし船メセスイビは、ペルリー始て日本渡海の時に用ひたる船なり、メセスイビ船に於て、ハルリス(人名)に始て對面す、此時ハルリス、ミンスタールに命せられ、ハルリスの客となりて居合たるドール氏をハルリスやして、コンシユルとなし、我をばコンシユル附屬の通辯官となして、漂流以來九年をへて長崎に來り、暫時滯留し、終に横濱に到着して、積年の患苦夢の如くに覺へ、其嬉しき事言はむかたなし、此儘日本に止りたく思へども、亞國に恩人信友多く、其上異國の言語筆算は日用に差支なし、日本の事は、習ひなければ、事毎

に差支多く、又差當り活計の目當なく、乍去父母の國なれば、異國の人別にて終らんとも本意ならず、希はくは、日本の讀書をも學び、時を得て日本人別に戻り、亞國と日本兩國の爲めに微功をいたし、國恩を報せんことを願ふばかりなり。

漂流記餘話

米國共和政治の由來

今より凡三百七八年前、歐羅巴にデノワ（今佛良西國の領分）といふ所に、コロンヒスといふ人有て、航海を好み、屢天竺地方に來りて交易をなして、東に當りて日本といふ國有りと聞て、其國に行んと志し思ふに、地球は圓きもの故に、唐山を越て行んよりは、歐羅巴より西に向ひて行は日本へ至りなむと思ひて、イスパニヤの王に調し其理を解き、王之に同意して船三艘を艤裝てコロンヒスに與へければ、大に歡び、

西に向ひ走ること數日、果して一の大國に着たり、然れども目ざしたる日本にはあらて、亞米利加なり、コロンヒス日本を尋て不慮にアメリカを見出し、又アメリカ人日本に渡りて港を開きしは、因縁在て、暗にコロンヒスの志しを達せりといふべし、コロンヒス亞米利加に種々の珍器寶物を得て歸國なし、王に獻じければ、其事世上に聞へ、イスパニヤは勿論各國より、南北のアメリカに到り、其中英人の多く來れるは、北アメリカの中央今の合衆國なり、其後英人住もの多く、國開け交易さかんに成りしかば、英王税を重くし民を苦しめ、是よりうらむ者出來て、英國を離れ獨立國とならんと欲すれども、皆商人にて武事を知らず、軍艦大砲備らざる故に、いかむとする事能はず、英王の命に従ひ居たり、然るに天の時至りて、亞國にワシントンといふ大豪傑うまる、此人の父は英國の産にて、亞國に移り住んでワシントンを産む、ワシントン性仁愛深く、私欲なく、法教を守りて國人の爲には命をおしまぬ人なり、爰に幸の事件起り獨立國となりしなり、其故は、英人來り住まぬ前より土人有て是をイン

ジンといふ、其性豪強なれども智恵少く、英人の爲に壓せられ居れども、やゝもすれば豪勢無法の働きをなして英人をなやます、是によつて英王亞米理加居住の英人を選んで大將となし、インヂーの亂暴を防ぐ、ワシントン其將の一人なり、又英國より奉行十三人を定めて政事を執行はしむ、然るに奉行始、國人こぞつて辛政を怨み、國老集會して評義に及び、英國を離れんと決定し、しからんには大將を建て一戦するに他なしと有りて、ワシントンを惣大將と仰ぎて英王に背く、是によつて一戦おこす、亞國は大國なる故に、たゞかひ利なき時は、三十里以上五十里も海岸を退て山中に入、英兵の油斷をうかゞひ出て戦ふ、英人運送に苦しみ、十分の戦ひを爲す事能はず、戦ひあぐみたる所へ、佛國より和平の扱ひ入りしを幸ひとして戦を止む、しかしながら、亞國は英國の爲めに開けたる國ゆゑに、政事文學は同じく、其他は獨立國となり、國民集會して、國に主無ければ、國法を正し命令を下すものなし、ワシントンの功によりて、此の如くなりたれば、其子孫を以て永く國王たらしめんと、衆義一決してワシ

ントンに此事をやす、ワシントン聞て、此度の争戦も、國王の辛政に窮して蜂起したり、國人の心一致なるによりて漸く辛政を免れたり、是を以て考ふるに、國王の辛政は、民に害有ること外患よりも甚しく、又人民一致和親なれば、いかなる大敵も、恐るゝに足らず、我子孫に王位を傳ふも、子孫に必ず不肖のもの生て國人をくるしむ、國中一致和親の法を以て治平を爲すにはしかず、然らば、國人に貴賤の隔なく、皆同等と定め、祿位を世々にせず、才能有りて國人の伏するものを撰で夫々の役人と爲し、其内最も勝れたる人物を大頭領に擧げ、諸民其令に従ふべし、乍去、人は位に居ること永ければ驕奢出くるものなれば、在位四ヶ年にして位を退き、諸人に戻り、又他の賢人を選んで位に置くべしと諭す、衆皆私欲なく國人の爲に斗るに、眞伏して其法を用ひ、今尙四ヶ年目に大頭領替り、其他諸役人共、要路に居る外は、善惡に論なく悉く退役して更に選用するなり、大頭領始頭人たる役人定り、下役添役の類は、頭人々の心に叶へるを新に選み用るなり。

一、亞國に於て人物を選む仕方は、亞國三十六部則三十六ヶ國に於て、銘々其國人入札を爲して國主を選む是も又四ヶ年を期限として其國事を裁斷す、其下役は國守の目鏡を以て人を選び、國民の重立たるものに談判して是を定め、其他一部より二人を選んでセネターとす、此役たる、都ワシントン政府に集會して（亞國全部に係る國政法度を評義して）大頭領の決談をまつ、又五萬人の人別より一人づゝを選んで人民の物代となし政府に出し、セネターと政事を評論して其國所につゐて不辨難澁のなきやうに計ふ役なり、此二役は亞國の政事を定る泉源にして最も重役なり、又大頭領の目鏡を以博識多才の者五人をゑらみ、セネターに談し、異存なければ其役を命ず、此五人は大頭領の相談相手にて、一は海軍を司り、二は陸軍を司り、三は外國事務宰相、四は金銀出入を司り、五は田畑山林のことを司り、地面を與ふるも取上るも此役の裁斷に關る、右五役日本の御老中の勤に同じくして、大頭領の代る年限には共に退役す、又御祐筆御組頭の如き下役壹人づゝ重役に附屬す、是は年限なく勤て、事の功者を專要

とす、（説文次に示す、又日本の御奉行の如き役人七人有、公事裁斷是非を正して罪科を定め、大頭領といへ共非分あればこれを咎む、此役も年限なき役の一つなり、總て三十六部の人選法則等、ワシントンに習ふて役を定めて其所の政事は其所にて取扱、大事にあらざればワシントン政府に訴る事なし）

政府は、税を以て入用に當て、港々に奉行を置、税を集め、山林田畑町年貢の類は、國主又は奉行の元に納めて其所の入費を賄ひ、又政府に納むべきはワシントンに納め、國大平にて政府の賦庫滿れば納高減し、國用あれば納高増し、争戰の如き大入費あれば、金銀の代札を以て通用に用ひ、平和に至れば代札を以て税年貢に納て元に復す。

法律訴訟

一、公事訴訟は、其村其町にて地面を所持し才徳ある人物を入札にてゑらみ置、其者の裁を受く、訴答とも、辨才の人を親類他人の分ちなく、名代に頼み訴訟に及び、又

返答もいたすことなり、裁斷人は、双方嫌忌なき者を、下より指て裁斷を願ふ、其裁斷心に落ざる時は國主に出で、終に大頭領の裁斷を受るに至りて事定るなり、願につき白洲を建る入費等、訴答より出す定めにて、國用金は其者に限りたる事に用ゆる事なし。

一、強勢亂暴にて爭論に及び、相手怒りて其者を殺すこと有て裁斷人吟味を遂げ、仕懸たること相違なきに於て、解死人の沙汰におよばず、惣て喧嘩は仕かけたるをあしきと定めて取扱ふなり。

一、日本に於て入墨遠嶋になるべき程の輕き罪人には、錠の錠を足につけて人足に遣ひ、其罪を償はしめ、夫より輕き罪は身代の分限に應じて過料を出さしむ。

一、密通顯はるれば、密夫の身代限を取て正夫に與へ、密夫は住所を拂、女は親族の縁を斷て家を出す、如レ斯女は再び縁を結ぶことならず、一生色を賣りて活計をなす、亞國の遊女は、惣て不義密通をなしたる女の集りて自ら色をうるなり、親の子を賣る

の類を聞かす、親として子を賣ることあらば、必ず罪せられん（此文、筆者の意を誤りて認めたる所あれども、害なければ其儘になし置ぬ）

米國教法の事

一、寺は所々にありて人民よく信心をこらす、僧は必學問有て、法教に隨て勸善懲惡を目的として人を教化し、傍ら讀書手跡算術等の師となりて其職をつとめおこたらざる故、自然と諸人より尊敬するなり、僧に官位等なき故、行狀あしければ人尊信せず、宗旨は同宗にて清僧と妻帶僧の二派有ルのみ、僧の法律に背くものは、法王之を罪し、人道に違ふものは政府より正す、（學校病院幼院等政府より置の外）諸部に多く有之れば、貧窮人入費を出さず治療學行子育等を致すが爲めに、此ごとき館を取立るは、皆僧の骨折にて、諸人を進め集金して人を救ふ、其意は貧人をあはれむばかりならず、學校の如きは、人を取立て國の爲とするなり、若き人物は、貧人の學びたる

より多く出来て富家よりは少きものなり、法教家其故を以て院を取立て、永續の法を建つるを本意となしてよく務めるなり。

右の如く、法教家は、國のため人民を救ふを專一とする故に、最も尊信すべきが如きといへども、其教を信するより人かたくなに、國の大害を起すこと少なからず、今亞國に亂有り、其元は法教より起る、西印度は英國の領分にて、砂糖煙草を夥しく産する國あり、是をジュメカといふ、此國人民少くなき故にアフリカ國より黒人を買ふて農業を務めしむ、此者をスレーフといふて、生涯身の自由を致すこと能はず、只衣食を與ふるばかりにて、給金の定めもなし、南アメリカにても、是を習ふて黒人を買ふ、此國は熱國にて夏時は土人働得ざるを、黒人は熱國産故に、炎暑を厭はず能く農業を務るによつて、南アメリカに綿を生ること、年を追て増加し利益多く、又北アメリカも、農具其他諸式を南に送り利を得て互に繁昌を致す、然るに英國の法教家の説に、アフリカ國いまだ開けず、黒人愚なるが如きといへども、同じ天地の間に生れ

たる人をして、道具と同じく賣買するは、神意に戻り不仁の至りなりと云て、此説専ら行はれて、英王始め諸國皆是に従ひ、英領のスレーフを政府より買入代金を償ひ、開けたる國の人民と同しく身を自由に致さしめたり、北アメリカに於ても、此説を信用して、動もすれば南亞國スレーフを止んと欲すれども、英領のスレーフは人數少く、南亞國のスレーフは其數莫大なる故に、元代を償ふこと能はず、彼是と評論有る内に、南亞國の人民集會一致して、北と離れて別國に分れんことを企て、遂に争戦に及び、未勝負をわかつたす、學流の相違宗門の論より、萬國にて國亂を起すこと、古より少ナからず、其流派に辟する人に於ては、無智無學の人よりも、國の爲に大害を生ずること知るべし。

婚禮祭日遊戯

一、婚禮、亞國に於ては、男女とも十四五歳より心がけ、夫婦となり一生をへ遂べき

とおもひ定るときは、媒妁をまたず男女直約におよび、永きは三五年、短きも兩三年の間互に行状を見合せ、其期を待て兩親へ是を傳へ、夫より縁女の朋友七人同様の粧に出たち、本人のみ白きすしを被り、男も亦朋友五七人を伴ひ、是に双方の親類付添て寺に行き、院主へ其趣を申ス、院主又服を改めて、神前の兩側に双方をならべ置、一生をひとげ、夫婦の道を守るべき事を、神にかはりて解きさとし、經をよみ、終て、男の懷中より指輪を出して女の無名指にさす、此輪は飾なきむきすの物をあらび用ひることなり、輪は始もなく終りもなきもの故に、盡ることなきを表し用るなり、此禮濟ざる前に、若し密通をなし露顯すれば、夫婦となること叶はず、人間の交りをはづさるゝ風習なり、亞國は一男一女の定りにて、妾は勿論遊女等を買ふことは、妻の定るときは皆禁制なり、若是を犯せば、入牢せしめ罪を蒙ることなり、又身分あるもの酒店に入、酒もりをいたすも、酌取女藝者の類更にこれなし。

一、亞國にては、正月元日を始めとして、凡一ヶ月の間年頭のよろこびを互にいふこ

とあれども、服を改め門禮をいたすが如き禮なし、ワシントン（大頭領の初代）誕生日は二月廿二日、此日は全國中諸民調練をなし、各家酒肴をとゝのひて祝ひ遊ぶこと、日本の鎮守祭禮の如し、七月四日英國の支配を離れて、ワシントン共和政治の法を定め萬民に自由を得せしめたる日なり、又十二月廿五日は、法教を以て人道を教へたる聖人の誕生日なり、此三日を祭る外に、種々の神佛を祭るといふの事なし。

一、芝居、凡日本の如く、古事を元として、勸善懲惡を俗人に知らしむるを目的とす、見物は、大頭領始め諸民入りて差支なし、故に廣大美麗にして、道具かゝり幕の揚下し等に至る迄皆仕掛にて、是も又一見物なり、夜に入ればランプ（燈明をなす硝子器なり）を用るによつて、日中よりも猶あかるし、此他手品曲馬猿の馬乗り噺講釋の類、日本と大同小異にて新奇の事多し。

一、角力も有り、又日本にこれなきは喧嘩渡世のものなり、是は日本の鷄合の如く、力を極め互に血にをむに至る迄、組合打合、甚しきは死に至るものあり、見物人双方

日本の将棋しょうぎの如く、取たるを又打うつ事なし。
 何駒にても、敵地の極終きはりの一段だんに入れば、我が好の駒に成るなり、され共盤中自分自分に有る駒にはなれず、女王に歩ふが成り又は角桂けいに成り、城が角桂女王女王に成るも心次第次第なり。

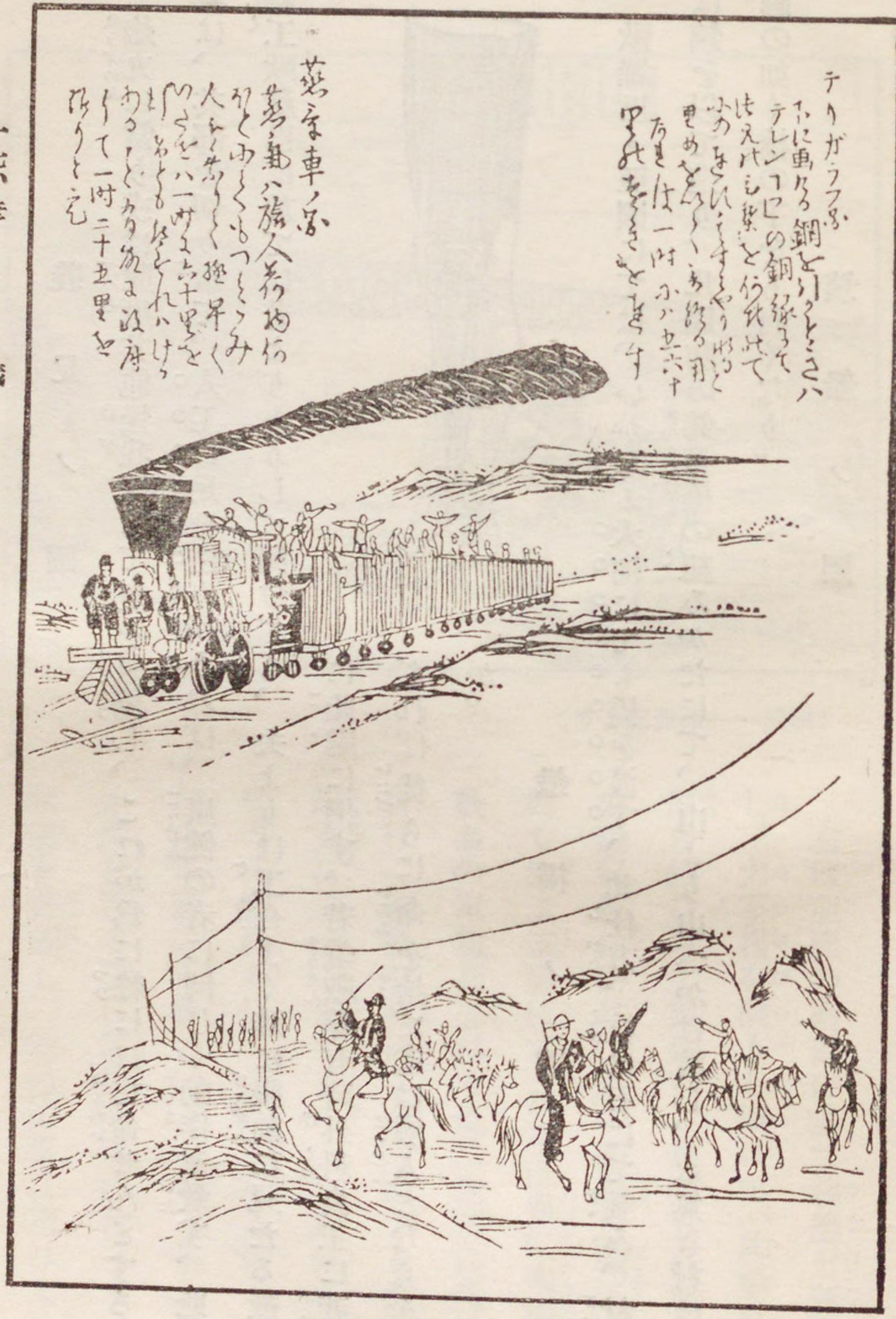
右将棋の外外カルタ玉たま撞つの類勝負事しうぶごと多しといへども、圍碁いごははまだ開けず。

テリガラフ圖

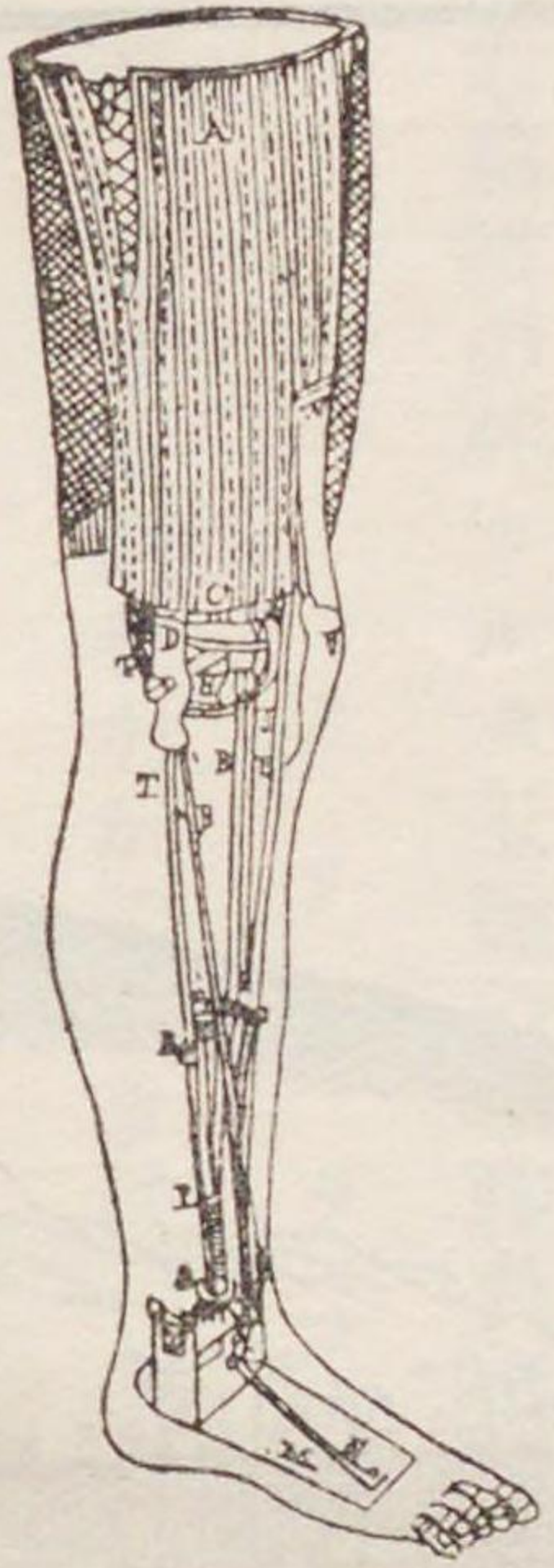
下に畫ける綱つなを引がごときは、テレンガラフの銅線にて、此元の言葉を何地のくにへも達す、其すみやかなること□□を以て言終る用なれば、一時に五六十里の遠きに達す。

蒸氣車ノ圖

蒸氣車は、旅人荷物何ほごにても積みこみ、人も乗て極早くいたせば、一時に六十里を行けごも、左すればけがあること有る故に、政府にて一時二十五里と定。



義 足 ノ 圖

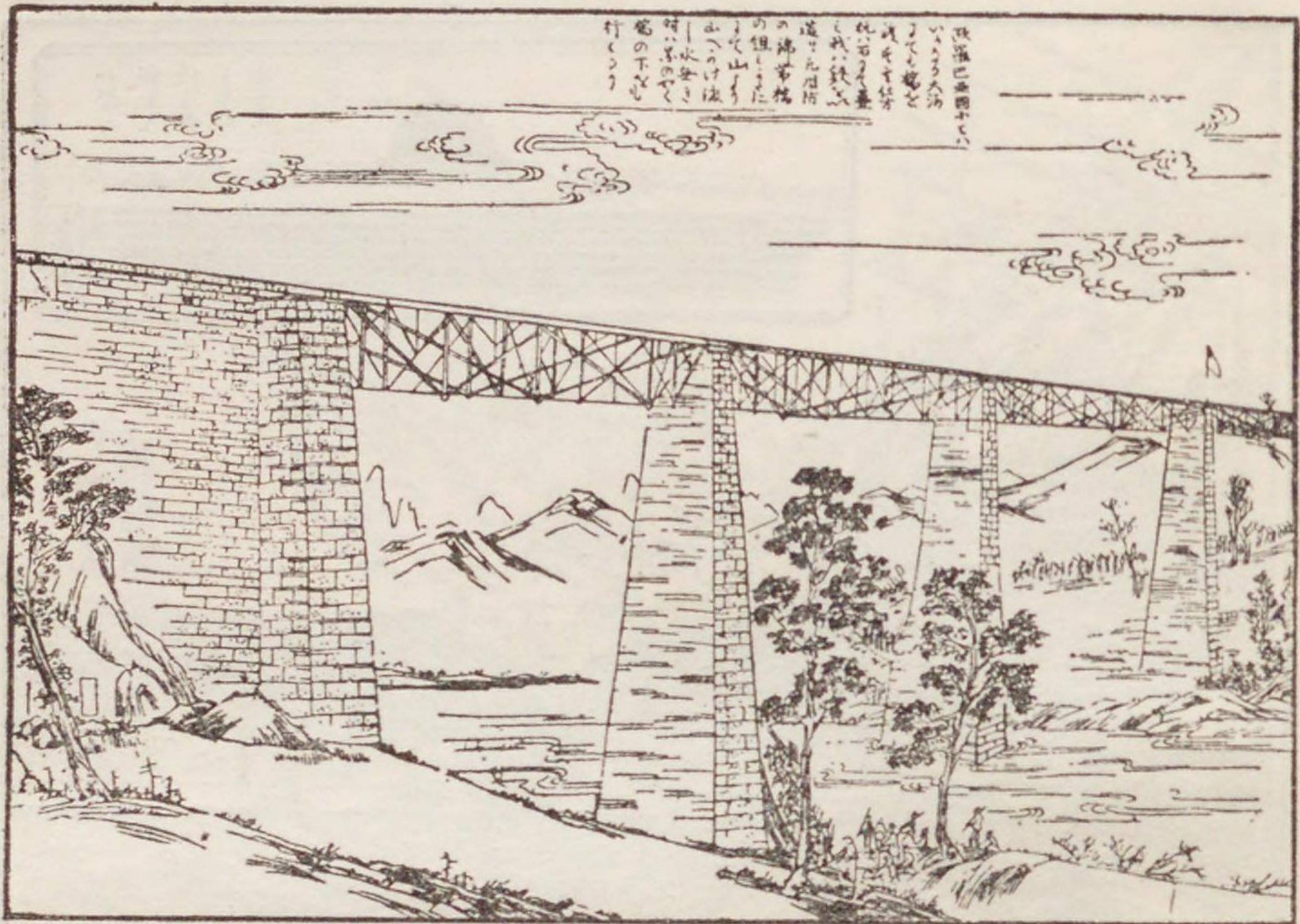


炮丸に當り或は脱疽其他怪我等にて足を破傷し、これが爲に終には亡命せんとする者は、其部を切り捨て、人工に足を造り用うれば、康健の者に同じく動作を致す、此細工歐羅巴に於ては昔よりありしと聞けども、夫よりは工合よく殊に眼前に見たる故に此處に出す、若争戦等有时外科良工に非ざれば徒らに命を捨て或は廢人とならんか。

鐵 橋 ノ 圖

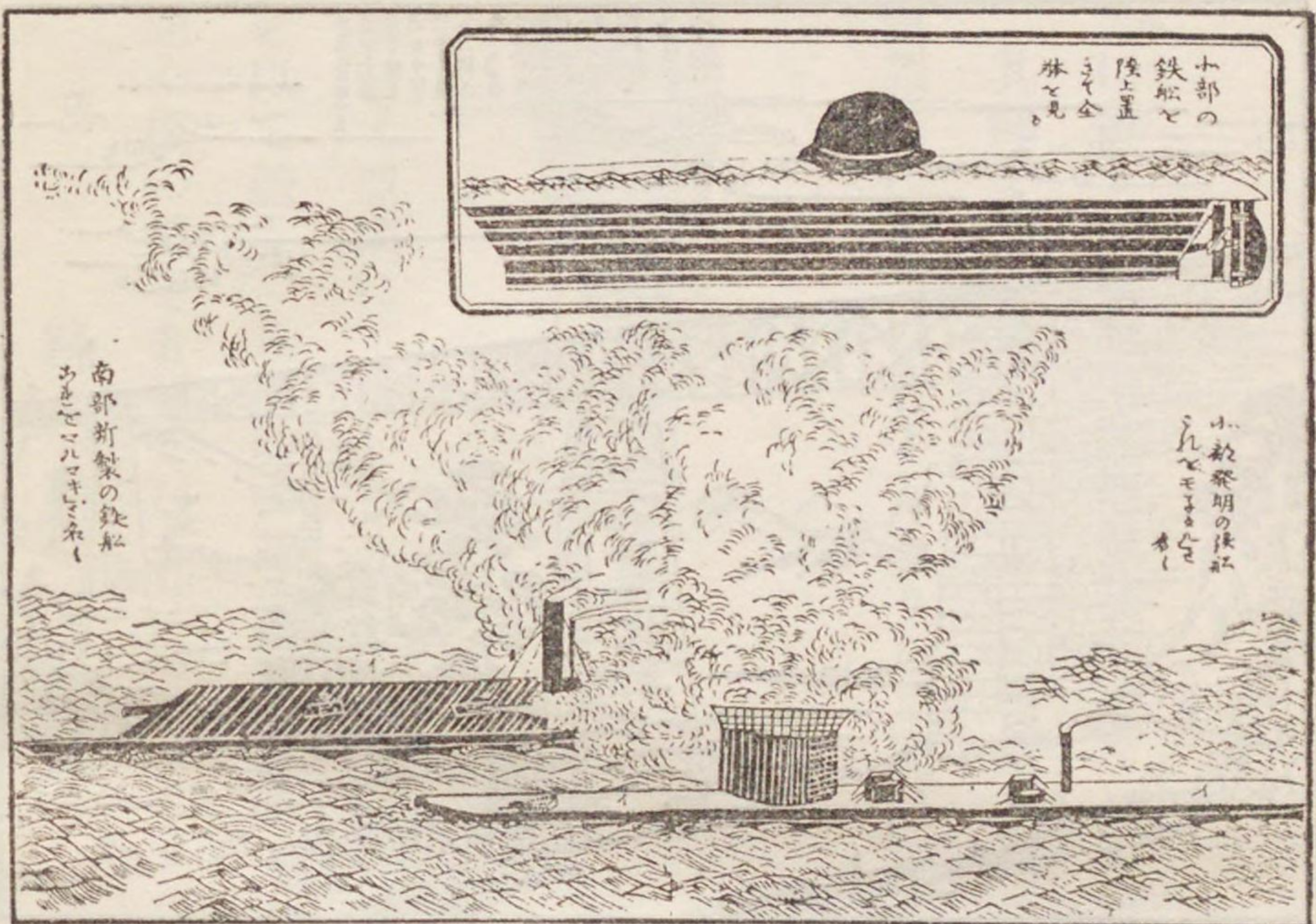
歐羅巴・亞國にては、いかなる大河にても橋を渡す、其仕方、杭は石にて壘み、材は鉄を以て造り、凡周防の錦帯橋の組みかたにて、山より山へかけ渡し、水無き村は圖の如く橋の下をも行くなり。

鐵 船 ノ 圖



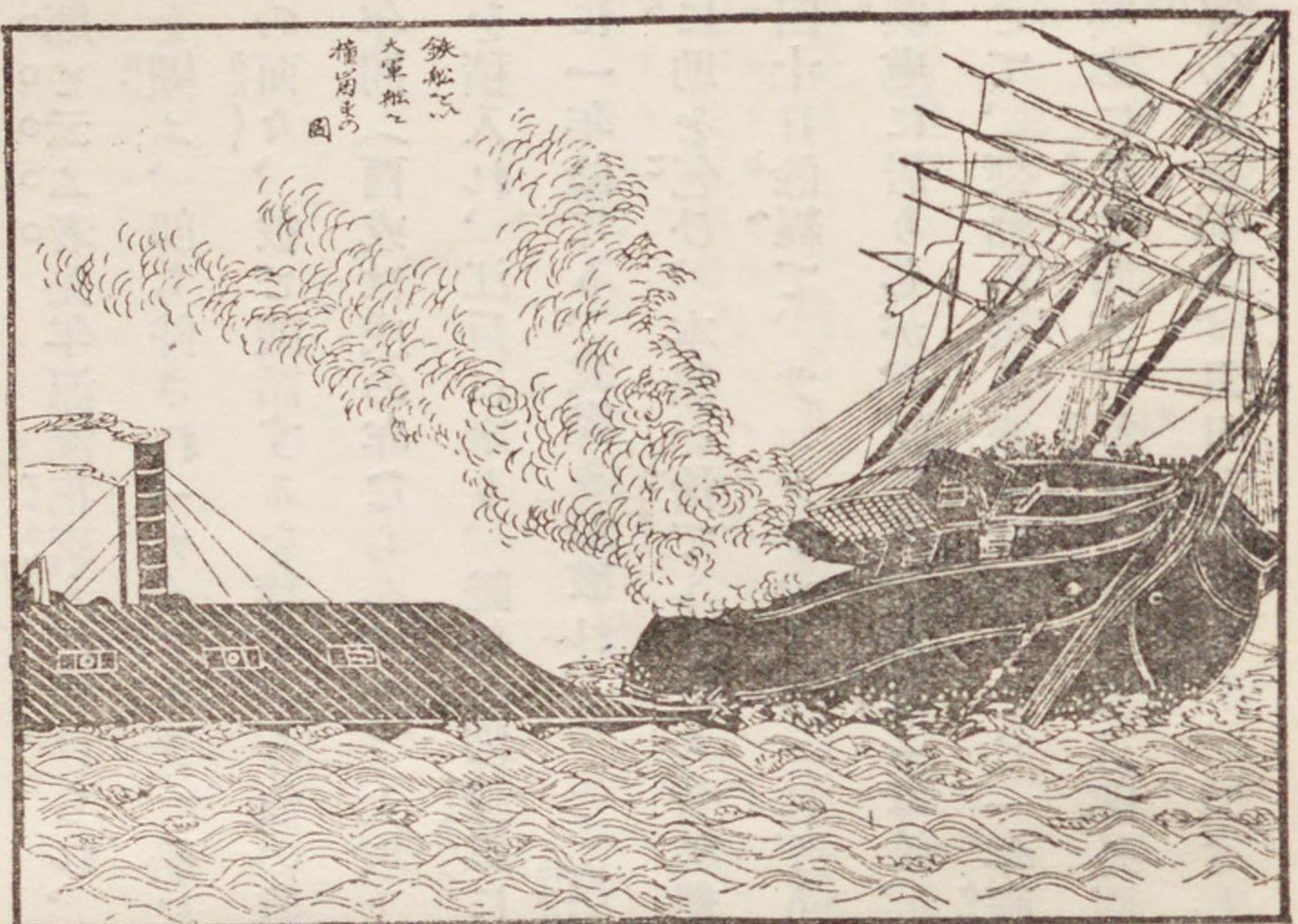
(りよ記流漂——橋鉄)

右は亞國の南部に於て鉄船を新製し、大軍艦を破りし圖にて、此船は、厚き鉄を以て製造し、凡四五百馬力の蒸氣を仕掛け、船の全體を砲玉の如く遣ふ工風にて、兵卒は僅に乘組、數多の軍艦を恐れず無二無三に乗り付け、敵船を打碎きて、敵より打つ炮丸はすべり飛で貫くこと能はざるやうに造れるにて、亦砲發も致し、實に軍器の重寶といふべし、乍去、大洋を渡り又は運送の用にたゞず、唯港を警固し、船の戦争に用ひて臺



場より遙に勝る、此船南部に作ると聞
て、北部も亦鉄船を新造し、争戦に臨
み、互に鉄船有し故に、南部十分の功
を致さず、若北部油断して鉄船を製せ
ずば、軍艦悉く打碎かれ、大敗を取ら
む、當今又別に北部に於て鉄船三艘の
製造に掛り、凡其費へ一艘百萬洋金な
らんと聞ども、いまだ其圖を見ず。

北部鉄船 (イ)は船の全體鉄の厚さ
水上に出る所は三四寸、水中は次
第に薄し (ロ)は形ち圓く炮門一
ヶ所にて自由に輪轉し、これより



砲發す (ハ)は煙り出し (ニ)は
日光を入れ亦空氣を出せしむ。
南部鉄船 (イ)は屋根の形ちにて丸
みを帯び、鉄の延べ板の厚きを以
て造り、炮門前後左右都合七ヶ所
にひらき、北部の船より重し、
(ロ)は炮門 (ハ)は煙り出し、

追補 使節船に便乗
歸國の龜藏

航米日録萬延元年九月十七日香港滯
船の條下にいふ、『今日、我國藝州産龜

五郎と云ふ者先年漂流花旗人に助けられ、今此に在り、即ち奉行の着を聞き、喜て歸國を願ふ、即ち許され「ナイアキラ」船に来る、當人の履歴を聞くと欲すれども、陪從の面々、彼と談話するを禁ず、今他の傳聞を記す、龜五郎は藝州因の島産にて、嘉永年間（酉或は戌の年ならんと云）大坂より十七人乗りにて、千六百石積の船に酒なごを積入れ、江戸に来り、歸船の節難風に逢ひ、日本地方を離れ、己に漂流すること己に一年餘なり、食盡き船破れ、殆んど没溺に及んとす、時に幸にして花旗國に逢ひ、頻に助を乞ひ、本船を捨て、十七人皆彼船に乗り移り、漸く一命を保つを得、夫れより四十日餘經て、サンフランシスコに至り上陸す、此處にて船頭一人病死す、又一年許其處に居りしが、更に渡世の業もなく、支那香港島に至りなば、宜しきこともあらんとて、便船に乗り來り、居ること一年強なれども、身に適する業なく、同船の者は各其志に任せ四方に敢す、獨り龜五郎外兩人にて、サンフランシスコに歸り來り、庖厨等の事を司り、月日を送りしが、時として故郷を想像し、只管に歸んと欲す、且近

頃同船彦藏等歸國せしと聞き、慕ふ心愈深く、丁重に花旗人に頼めども意の如くならず、當春便船ありと聞き、乃ち頼て庖厨の役となりて來りしが、我國には行かず、又此島に至る、何の幸ぞ今願を許さる、豈天の助くる所かと云』

編者案するに、前章播州人米國漂流始末の乗組員中に藝州因之島むくみ浦龜藏（異船連被歸候者）の一員あり、目錄に所謂龜五郎は、この龜藏の誤傳なるべく、即ち彦藏漂流記中に見ゆる、トーマスに従ひて中途より米國に歸りたる三人の一人なる龜藏たるや明なり、依てこゝに附載す。

廣東船漂着奇談

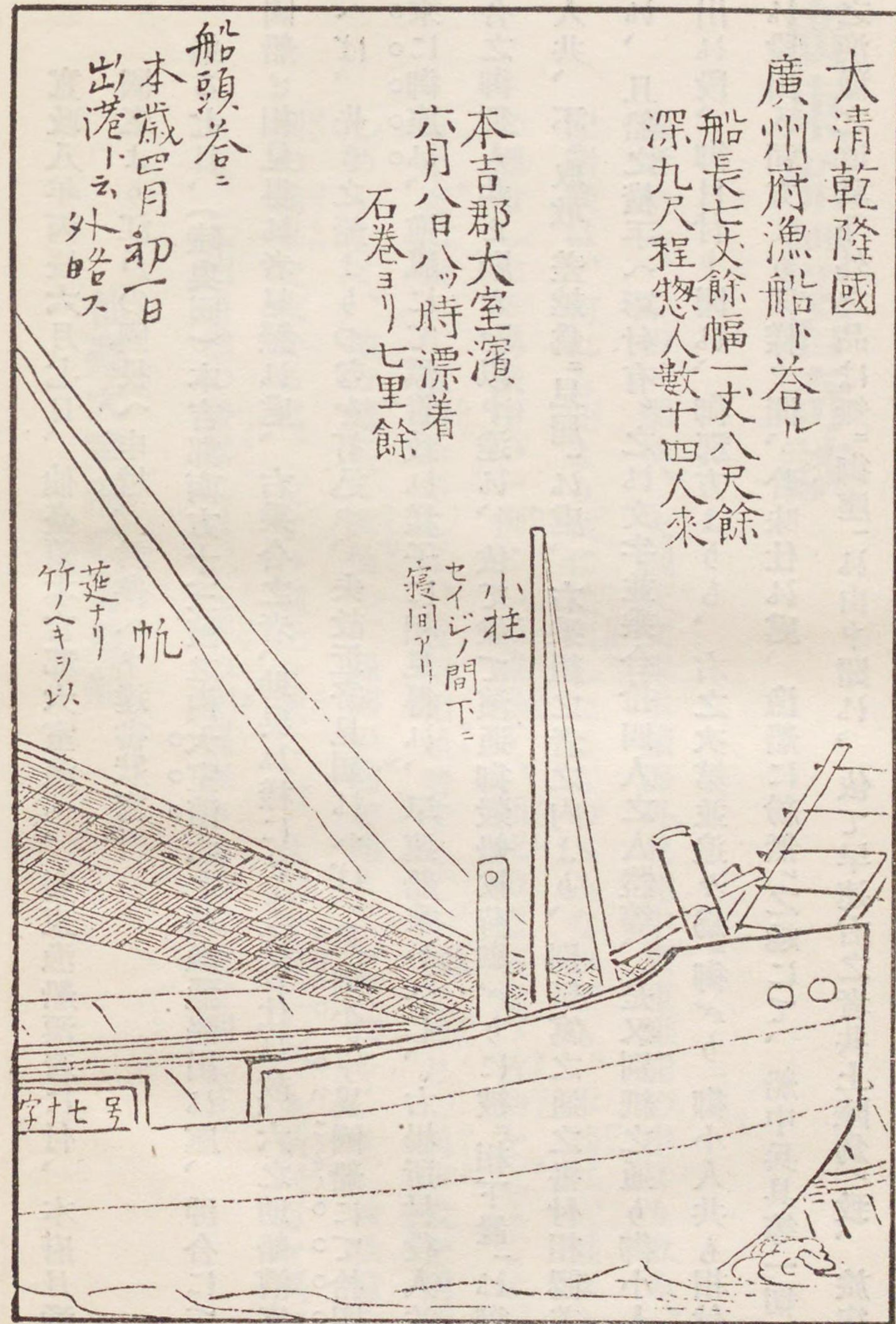
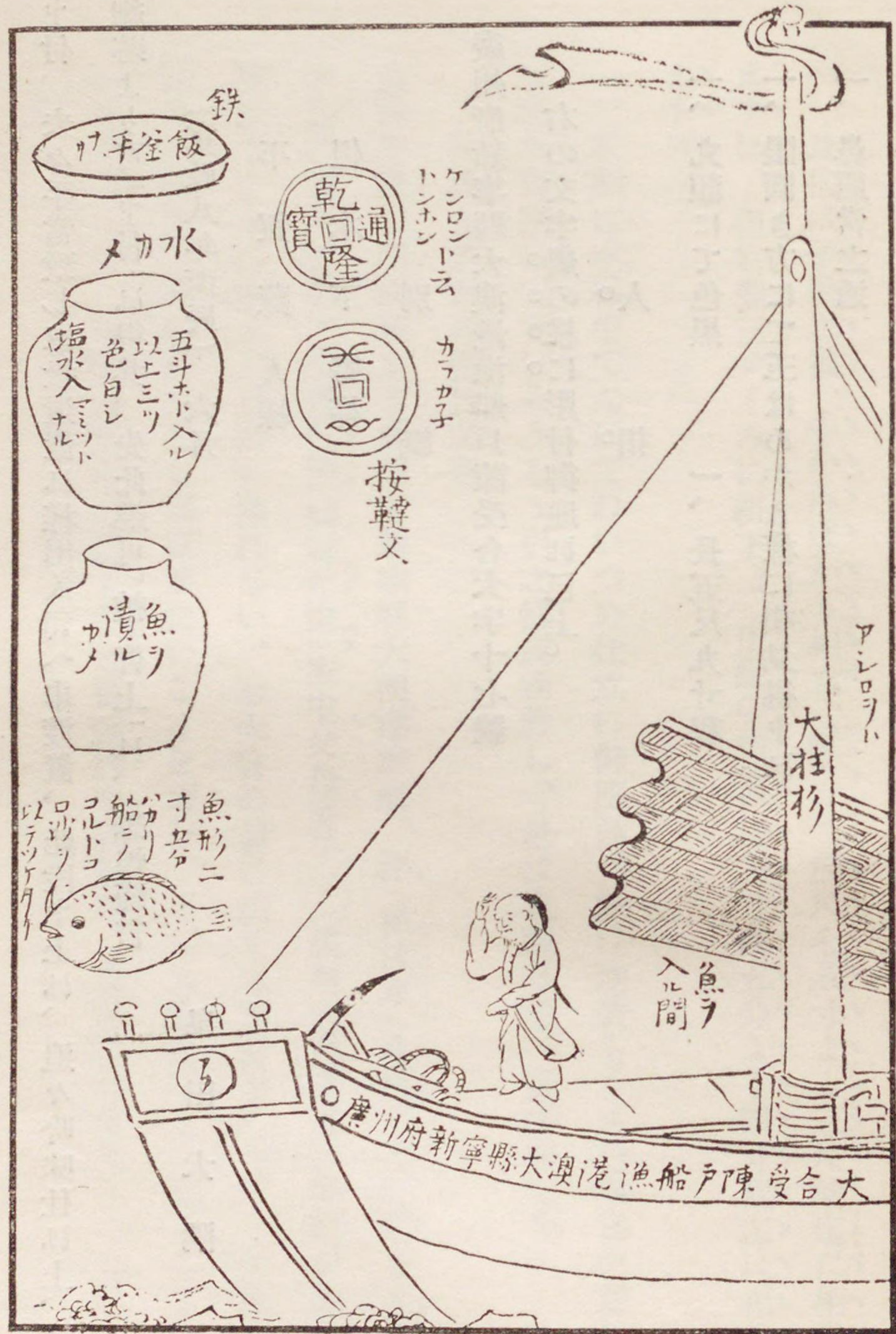
五九六

編者いふ、この一編は、大槻氏文庫本續海外異聞中廣東雜記の中より取る、上記諸談は、何れも此より彼に漂出したるものゝみなれども、本談は、彼より此に漂着したる異談中の一例として載録す、瀕死の漂客先づ救助を乞ふこと、地方小吏出張して取調ぶること、言語相通せずして不便を感じ、通事役を附添はしめしこと、地方費にて救恤し、歸國の途を聞きてやりたること、彼我自ら同型の結果を成せるは、たとひ國土を異にし、法制を異にし、人情民意を異にするも、人類自然の發露には、左程の相異無きものたるを明にす。

仙臺大室濱の漂着船

寛政八年丙辰六月七日、仙臺領本吉郡大室濱へ、廣東漁船漂着に付、本府月番の國老より江戸の國役へ申越、君侯へや達書狀寫。

過る七日、(陸奥國)本吉郡南方十三濱之内大室濱六之助漁獵罷出處、沖合にて異國船と相見得る者見懸る處、右乗合之者、助吳の様にとや仕方仕る故、六之助船漕寄るへば、先きの船よりつなを打込や、夫故近寄見届るへば、見馴不^{みなれ}異國船にて拾四人^{いこくせん}乗に御座^み、逆風にて漂着致る様子に相見得る、早速船乗かへし、右場所村役人並詰合之御役人共を順々を以や達^み、依て兼て濱通御穀船拔荷御^みに被^み相下置^み御小人共、不^み取敢^み差越爲^み見届^みる處、右乗組之者之内より、別紙寫之通之書付相認差出^み、且船之横手へ彫付有^み之^み文字並乗合拾四人之人體等、是又別紙之通り御小人書出^み段、御目付や聞^み、御郡方よりも、右之次第並追々爲^み御^み御小人共も相付置^み段出入司方より同様や聞^み、吟味仕^み處、漁船に紛無^み之趣にて、船中兵具等一切無^み之漁獵之道具斗外之品は無^み御座^み由や聞^み、依て早速右之者共上陸爲^み致、旅宿も



(りう讀の時當るたし圖を船東廣着漂)

中付、夫々手當致し取扱遣置の様出入司へ申渡置、此段や上ひ、追々吟味仕上、委細跡より可中付の得共、先此趣可被仰上ひ、恐惶謹言

(寛政八年丙辰) 六月

泉田大隅

平賀藏人様

但木下野様

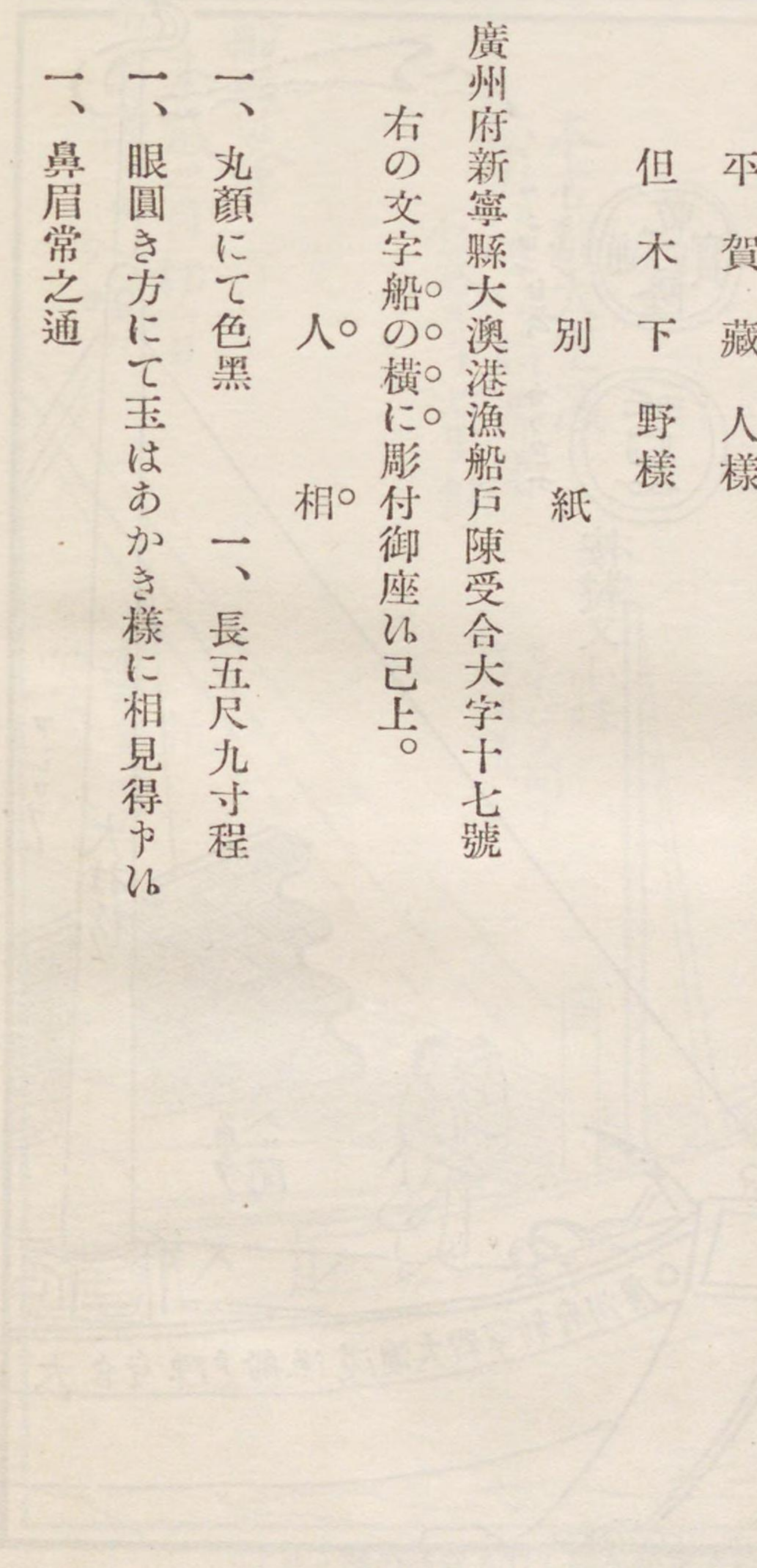
別紙

廣州府新寧縣大澳港漁船戸陳受合大字十七號

右の文字船の横に彫付御座ひ已上。

人相

- 一、丸顔にて色黒 一、長五尺九寸程
- 一、眼圓き方にて玉はあかき様に相見得ず
- 一、鼻眉常之通



一、月代は子供之様、中かみばかり相立、髪之長貳尺七八寸より三尺餘迄に相見え、但右髪三ツくみに組下、中髪之指渡は三寸四五分より四寸程迄に相見え。

一、衣類は木棉半てんにてぬいつめ仕立に御座ひ、色は淺黄ちくさ白茶等之様に色々御座ひ、下はそうも、引之様成物着し、色は衣服之通一樣に無之。

異國人差出の書付之寫

大清乾隆、中國廣東省廣州府新寧縣大澳港漁船、漂風流來此國、不知上下、求到國王肯引正得回國可也悦家中父母妻子、(廣州府大澳港の漁船が風に漂ひてこゝに來り、東西も知れない、お大官の前に出て事情を申し上げ、本國に歸るを得て、家の者どもを喜ばせたいことを望む、といふ意味なるべし、上下肯引は明ならず、漢文筆語中の返り點と括弧内の譯解は、編者の蛇足なり、以下同し)

先づ筆問筆答

兎も角、漂着船は、大室濱の磯邊に引付けしめたるが、時は六月の八日なり、翌九日、同地住居の醫師某をして、漂客と、筆問筆答せしめたり、この醫師は、僻村の藪醫なりしなるべく、愚文愚問次の如し。

〔問〕 國者何國、

〔答〕 大清乾隆中國人、廣東省廣州府新寧縣、

〔問〕 何月何日出、

〔答〕 四月初一日出港、（此風は漂風の義なり）

〔問〕 出港之時、人數幾何、

〔答〕 なし、

〔問〕 天下、今之代號者何、年號者何、

〔答〕 今本國王乾隆八十有餘、今退與嘉慶元年矣、求下到國王肯引回國可也悦家
中父母妻子、

〔問〕 廣州拜何神、

〔答〕 玄仙老爺、天后聖母、水仙老爺、

の如し、この漂船は、長七丈餘、幅一丈八尺餘、深九尺程、帆は竹のへきにて編める
莖なり。

更に、通事を介して、事情を取糺すを主要としたれば、藩の儒官志村東藏及び曾て
崎港に遊び頗る華音に通ずといふ、兩道山大年寺の役僧密山秀山兩人を遣はして筆談
を試ましめたり。

我是日本陸奥國人、姓源氏志村名時恭字仲敬別號東嶼、客船之到此、已告官府、
雖然、事狀未審、故使我詳問客船之來情、然後、將護送回國、必須從實細
說、（我れは陸奥の人志村時恭といふものなり、他國の船の着きしことは、すでに役所

に上申したれども、なほ委しきことを尋ねせんが爲めに我を遣はしたり、その上に保護して國に回らしむべし、委細有り體に於立てよ

以下、船長陳世徳といふ者の筆答なり。

廣東省廣州府新寧縣大澳港漁船是過港人、是廣東省潮州府澄海縣北門外之人、船主是陳受合、船是澄海縣之船、過港廣州府新寧縣之牌（意義分明ならず）

〔問〕船中之客十四人、可^{キヤ}得^ニ各自書^ク姓名及年庚^ヲ否、（十四人名々に姓名と年齢を書かれるか）

中には無筆のものも有るなるべし、陳世徳一人にて全部書き上げたり。

- | | | | | | |
|-------|---|-------|------|---|-------|
| 弟姓陳名世 | 徳 | 廿七歲寅年 | 姓林名光 | 裕 | 廿四歲己年 |
| 姓林名元 | 江 | 三十歲亥年 | 姓陳名元 | 合 | 三十歲亥年 |
| 姓陳名阿 | 意 | 廿二歲未年 | 姓林名濃 | 輝 | 三十六歲 |
| 姓朱名阿 | 高 | 四十歲 | 姓林名招 | 聲 | 四十一 |

姓陳名阿 娘 四十二

陳賢生 廿五

陳阿猪 四十二

林阿松 十六

陳阿夏 三十四

陳讓光 三十八

船中不^レ可^ニ久坐^ニ要^ニ同上^レ岸寬語、請擇^ニ知^レ字之人^一共^レ之、（船の中に長く居る譯に参らず、一緒に岸に上り、ゆるく話すべし、文字の分る者が一緒に上り來れ）

漂客之を讀みて、相談の結果、陳世徳・林光裕・陳讓光の三人上り來れり。

〔問〕請^フ聞^フ出港之時日、且^ツ幾日而遇^ニ風波^一、（港を出でし月日と、幾日に風波にあひしかを聞きたし）

〔答〕辰年四月初一日出^テ港、至^リ初七日^ニ逢^ヒ西北風^ニ吹^キ出^サ海外^ニ、我政人船使^レ見^セる、われ等、西東の山々も曉^ルり得ざるに至れり、我政人の三字は私どもの意か、〔問〕客船有^ニ別號^一否、（日本の腐れ儒者の如く、雅號を幾つも有てる漁船あるべき

や、愚問なり)

〔答〕大澳港有_ニ漁船二百出號_ニ矣、(見當違ひの答なるべし)

〔問〕客船所_レ刻_{スル}大字十七號、蓋在_ニ二百號之内_ニ歟、

〔答〕見漁船者蓋在_ニ二百號之内_ニ矣、

〔問〕大字者何義、大字之外、別有_ニ中字小字等_ニ歟、(彼等の船側に大字十七號の字あれば、それに就ての問なり)

〔答〕有_ニ上中下三等_ニ、我此漁船是上等矣、

〔問〕客皆以_レ漁爲_レ業歟、(其方達は、皆漁業者か)

〔答〕近海之人、爲_ニ漁用日食之許_ニ矣、(海岸の者にて、漁用を日々の活計と爲す、許の字は計の字の誤りならん)

〔問〕出港以來、無_ニ病死之人_ニ歟、

〔答〕出港船行十四人全員矣、

此の如き問答の末、一同を上陸せしめたり、而して、臥具等_{〇〇〇}を與ふること下の如し。

一、蚊_カ 幃_ヤ 四 山上多_シ蚊、夜々設_ケ幃、一幃須_ク容_ニ三四人之臥席_ヲ、故不_レ得_ニ

一人專_ニ之_ニ、(山上は蚊が多ければ、毎夜蚊帳を用ひるがよい、一張の蚊帳は三四

人のござを入れて共用し、一人一張を専用することは相成らぬ)

一、紙_シ 席_モ 十四 一人可_レ專_ニ一席_ヲ、爲_レ防_ニ跳蟲_ニ、

一、莞_ゴ 席_ザ 十四 一人可_レ專_ニ一筵_ニ、

一、臥_フ 褥_ン 十四 一人可_レ專_ニ一褥_ニ、

一、枕_マ 十四 一人可_レ專_ニ一枕_ニ、

右五件爲_ニ寢臥之具_ト、(右の五品は、ね道具なり)

一、巾_テ 一人各_ニ二巾_ニ 右一件爲_ニ拭_レ汗及沐浴之具_ト、

通 六 件

今日始得_下引_ニ衆兄弟_ニ入_ル館、船中之全員平安起貨已完、本州官司以下安意同慶、右

物件送以給_ニ朝夕之用、要_レ使_ニ衆兄弟各曉_ニ其意、(今日始めて十四人を宿屋に入れ、船中の荷物も陸上げを濟ませたれば、掛りの役人も一安堵したり、こゝに六品の物を送り給して朝夕の使ひ料となさしむ、一同の者に、この事を普く知らすべし)こゝに、旅宿に入りて、落付かしめしなり、それに對する左の謝狀は、正に支那人的なり。

受_ニ

國王之大恩、

官府之大力、

先生之大愛、

卿老先生引船入港之恩、我衆人

受_ニ之大恩、無_ニ物可_ニ報恩、我衆人

拜

謝_ニ

國王如_レ天大_ニ

謝_ニ

官府老先生如_ニ泰山_ニ

謝_ニ

鄉老先生如_ニ父母_ニ

弟 陳 世 德

弟 陳 元 合

弟 林 光 裕

大清嘉慶元年六月

(大守の大恩と役所の大力と通事先生の大愛と、村の老人がたの船を引きて湊に入れて下されたる大恩を受けたり、我等衆人この大恩を受けて御恩を報ず可き物

も無し、拜して大守の日輪の如く、役所や通事先生の泰山の如く、村老方の父母の如く、大きく高く慈愛ふかき御恩を謝す)

岸上民舎の款待

漂民には、岸上の一民屋を假寓に充て、日用品を給與し、歸期を待たしむること、なりたれば、左の告諭を下したり。

本州官府、已有議定、以岸上民舎爲客館、衣服傢伙米糧菜蔬之類、隨用給之、皆本州君上所賜也、爾船及所載諸品件、亦皆上岸、不敢不用、任爾所爲、然後告日本、大王、海陸之道路、各隨時宜、護送數十國、可下以到長崎港、寄托大清商客、使爾等回郷、自今以來、勿勞憂念、雖然、海外殊方、相距不知幾千里、所過各府皆有法度、故不得倉卒發程、爾休要性急欲歸、且請放心以待至期

漂客之に答へて我政人、任從國王旨意、と、これより、十四人は、仙臺藩の賄ひにて、珍客となり、日々爲すこともなく月日を送れることは、猶わが漂民が、支那廣東乍浦等にて、給養を受け居たるに類せり。

儒者の筆話

仙藩にては、漂民の通事として、初めに志村東藏(號東嶼名字前に出づ)を遣はし、七月になりて田中洲(名は匡救)之に代り、八月新井義路(字は子正、瀛洲、一に龍潭と號す)又之に代り、九月十一日大嶋牧山之に代れり。

徳川氏の中世、韓國の聘使至るや、本邦の學者、其客館を訪ひて、韓客と詩酒の應酬を爲して榮と爲せし風あり、或は崎陽に遊び、清國の商估と筆談するさへ、一身の誇りと爲せり、されば今、東奥の漁村に寄寓する清國の漁民と、韵語を鬥はさんとする者あり、前掲新井龍潭の如きは、漂民の通士として出張してより、其解任まで約一

ヶ月間の日記及び筆語を纂めて、問槎白語一卷を遺すに至れり、漂民中の世徳光裕二人、もと學術文事に淺きも、簡短の筆答には差支なき程にて、本邦漁民の、目に一丁字なき者多きに比すれば、大に優れり。

志村東藏の、知人に贈りし書狀中に、左の一項あり、一喙を發す可し。

『先比罷下居^ル御代官前田河文治とやす者、富士山に在原業平馬上を畫^ル扇面を見^テ、唐人陳世徳なる者手を指^テナダ^クとや^ハに付、兄等が嘗て見る所の富士山と筆談いたし^ハ得ば、うなづきや^ハ、同人則仕方にて賛を請^ハ處、唐人兩人にて暫く默練仕、出作の後ふしを付^ハて二三遍歌ひ^ハて即扇面へ題し^ハよしに御座^ハ得共、韻不^レ合のみならず、平仄相違^ハ得共、めづらしき事に御座^ハ間、相記指上^ヤハ御笑吟可^レ被^レ成^ハ。

路上行人婦女美、日照人影傘半開、

此見高山富士顔、心中暗思路程難、

彼在原氏を、美人と見^ハ事、皆々一笑仕^ハ、とあり、畫賛を請^フ者も請^フ者、それに應ずる者も應ずる者なり、併し、鹽釜神社の祠官藤塚知明（式部）が、「寄^ニ懷大清廣州漁子陳世徳秀才」と題して、七言絶句二首を贈^リしに當り、世徳が、

藤塚氏、見^ラ贈^ニ書及詩、弟不^レ曉^ニ詩文之事、不^レ可^レ答、請老先生爲計^レ之、

と答詩を斷りたるは大出來なり。

源氏新井義路は『王父容軒諱は義和容軒は其號なり、學を好み書畫を嗜み、八十四にて卒せり、今に六十年なり、奥羽二州の風土記を著はし、觀蹟聞老志といふ、凡て二十卷、諸れを藩府に献ず、三都の好事者爲めに傳寫して褒賞す、先人諱は義質滄洲と號す、七十九にて終る、今既に五年なり、其の集初編は梓行し、遺稿未だ嗣出せず』と、父祖の學者たるを辱めざる積りもありしなるべし、漂客に芥子園畫傳を觀せて、滔々數十言を聯ね、『熟看而解^ニ客愁、是余微志也』といふ、漂客は、唯『老先生家、奇賞之物多矣』といふ、又蘭亭曲水圖を出して漂客に觀せ、曲水の雅會、王右軍の書評な

ど、筆語數百言を費し、『吾本朝公侯士庶嗜書者、無不學義之也、貴國其如何』と問へば、世徳答へて、

『唐土分十五省、浙江省去廣東省潮州府其久遠、故弟未知之』と濟まし顔なり、これ『牛刀雞を割く』

に非ずして、豚刀雀を割く程のことなり、それにも關せず、義路が、尙盛んに詩を賦して與へ、文を草して贈りしこと、白語に見ゆ、陳等の幸と謂ふ可し。

長崎に護送す

同年十月には、いよ海路長崎まで護送することなれり、官命を受けし唐人御送御役人には、御物頭志村勘右衛門、御歩目付古山源吾、御儒役志村篤治、御醫師竹中通穩勝田壽閑、御金遣御勘定人野澤駒之亟、御小人五人、御足輕五人あり、同廿八日石卷川口を出帆す、日ノ丸の幅弓鐵砲相備ひ、引船數艘出て、九曜の星印を銘々に立て

て川口を乗出せしは、前代未聞の見物なりとの騒ぎなりし、漂客は、左の大深恩天の如く大なりづくめの禮狀一通を官に奉りて、夏以來の大恩を深謝して、暇乞となせり、

貴國君大深恩、憐悦衆弟、衆弟受大深恩如天大、貴國君、前日常賜宴席衣喰甚多、今日賜送衆弟回國回郷之大宴、異大美甚、又賜卓面裸子數件之物、甚美、衆弟受大深恩如天大、知何時得報大深恩、衆弟回國之時、本國之人亦知大深恩如天大、亦諸官府老先生之恩力、衆弟何日得報之恩力、又郷老先生大力、愛悦衆弟、衆弟受大力之恩、衆弟回國回郷之日、家中父母妻子兄弟、及郷連縣連、知其貴國君大深恩如天大、諸官府先生如父母恩泰山之力、

日本寛政八年十月

廣東漁船 衆弟拜

大清嘉慶元年丙辰

陳世徳拜

長崎に廻航中の詩

熊野峰頭千歲祠、春雲深處藥苗肥、萬里傳聞徐福事、一浮東海不西歸、

右紀州海上望^ニ熊野山^ヲ、次^ニ絶海和尚韻^ニ、

廣東潮州澄海縣 林光裕

渺々雲山歸路長、潮州萬里隔^ツ扶桑^ヲ、對^{シテ}人欲^ニ語^レ聲音異^リ、日夜含^テ情思^ヲ、故鄉^ニ、

右思^ニ故鄉^ニ、

廣東 陳世德

この二首は、業平東下りの扇面に題したるとは雲泥の傑作なり、護送吏などの代作にや、兎も角めでたし〜。

漂流譚雜筆

漂流譚の版本

徳川時代の鎖國主義は、成るべく海外の事情を國民に知らしむることを欲せず、故に漂流談の如きは、その出版を許可せざりし如し、されば、漂流談にして上木されしは、編者寡聞、唯南海紀聞南瓢記の二部を知るのみなり、しかもその南海紀聞は、木活字版にて、十部限同志に頒つと印記したる準祕密出版のもの、南瓢記は絶版禁止本なり、其の後、海外異聞（一名亞墨新話）漂客談奇・彦藏漂流記等あれども、これ等數本は、何れも近世海外諸國との通交條約結ばれ、或は將に通交の開けんとしたる際、幕府の出版方針も變りし爲めに出でしものなり、本書に收むる所、彦藏漂流記の外

は、悉く寫本に傳はれるものにして、古書保存の志望を全うするに庶幾し。

歸朝漂客の箝束

甚く洋教を怖れて、絶對鎖國を最上策とせる徳川幕府は、松平定信が老中たりし寛政の盛時にてさへ、漂客の歸朝するや、成る可く民衆との交際を稀薄ならしめ、海外文明の旺盛なる有様などは、口外せしめざるを欲したるが如し、漂流後十三ヶ年を経て歸朝したる神昌丸の幸太夫磯吉を箝束したる寛政六寅年六月御用番戸田采女正より御勘定奉行へ下したる書付には、『幸太夫磯吉、右之者共、外國を漂流致し處、年月難儀を凌、無恙歸國仕し事奇特成志に付、金三十兩宛被下し、此度、以別儀在所は不相返、當地に差置、住所之儀は番町明地藥草植付場之内に爲住居し、月々爲御手當、幸太夫を金三十兩、磯吉を金二十兩宛相渡可し、兩人共勝手次第、妻をも呼、致安堵住居仕し様可致し、尤植場手傳等付し儀先見合、無役にて差置可し、

外國之様子、猥に物語杯不致し様被仰渡し趣、右之兩人へも可被付し、且兩人領主をも何れもより可被相達し、身分之儀は、藥草植場に差置しもの同様に支配可致し』とあり、これ體の良き終身禁錮なり、又寛政十一未年、南洋より歸朝したる青森徳永丸船頭儀兵衛等の歸國に際し、長崎奉行所にて仰せ渡せし條項中に、『疑敷儀も不相聞しに付、無構國元へ差歸し條、御領分之外、猥に他領を住居爲致間敷、右之者共致死失しは、可被相届し事、』とあり、宛然たる切支丹類族の扱ひなり、又、文化十年に、魯國より送還せられたる督乗丸の船長の歸朝するや、他所徘徊、且つは商物などする事を差しとめ、生涯四人扶持に七石の祿を與へ、苗字帶刀の身分となしたるも、亦一種の飼殺しの方法なりしなり。

歸朝者の自殺

漂客の海外に在るや、夜々歸郷の夢ならざるはなく、その幸にして送還されし者に

ありては、一たび長崎の山水を見るや、神往魂飛、直ぐにも故郷に歸り、親子兄弟相抱きて其の喜びを共にしたきは山々なり、然るに、官府の處置は遅々として捗らず、遂に歸朝漂客をして、懊惱煩悶の極、自殺せしむるに至る、寛政十年十二月長崎に送還せられたる青森儀兵衛の一行の如きは、翌十一年は、全く揚り屋に差置かれて罪囚の如く、十二年春に至り、始めて自由の身となれり、されば、同一行中の水主萬次郎は、十一年九月十三日、揚り屋内にて、香物入の鉢を打こわし、其のかけにて切腹自盡せり、又、文化四年六月北米より送還せられたる藝州の水主松次郎も、揚り屋内にて自ら縊死せり、檢死書には、只、亂心逆上の數文字にて結局すれども、當時の官吏の執務の、如何に悠長にして、國民の迷惑を眼中に置かざりしやの一斑を窺ひ知るべきなり。

文學的漂流記

古來の漂流記録中、文學的價值あるものを擧ぐる時は、孫七天竺物語（全集一〇九頁）と督乘丸船長日記（本書に收刊）を双壁とすべく、或は土州儀七の漂流日記（全集三五七頁）を加へて三部とすべきか、多くの漂流書は、漂者の見聞する所の外邦の地理風土人情風俗の奇を探り異を悉し、一種の地理書たらしめんことを主とせざる無し、故に其記事は自ら乾枯に陥り易し、然るに、上記三篇は稍これに異り、漂流流浪の事實を直寫するを主として、其他に及ばず、故に、讀者をして、漂者と共に一喜一憂せしむるの力あり、天竺物語は、作者を詳にせざれども事實既に奇にして行文亦流暢、談誦するに足る、漂流日記は、筆の廻らざる船頭儀七が、日々自ら書き付けたる航海日誌なり、文辭の如何は別として、事々物々、唯血の涙にて、有りのまゝに記したるは、猶未だ琢磨を加へざる璞玉の如し、故に、時々刻々窮地に陥る様目に見るが如く、予は初めて之を一讀したる時、思はず漂者に同情して落涙せしことあり、赤誠ある文辭の讀者を感動せしむる一例證なり、督乘丸船長日記は、稍擬古文の臭味有る

を嫌へども、其記述の精細明澄なるを取る可し。

漂流の學術的價值

大震災の數年前なりし、予二本松藩人の會に出席したる時、一老紳士予の前に歩み寄りて、君が石井君なりやと問ふ、左様、拙者は石井にてと答へしに、予は和田雄治なり、予は君の編纂に係る漂流奇談全集を讀みて益を得たること多く、いつか拜顔してお禮を上げたしと望み居たりしなり、今夜は良き機會にて、其の望みを果し得て幸なりとて、縷々篤き謝辭を述べらる、予は、思ひがけぬ過褒を謝しながら、傍の椅子に坐を請ひ、暫時漂談を交はしたることあり、この和田氏は、理學博士として韓國氣象臺々長として、又本邦の潮流測定事業の開祖として、予も豫てより其名を熟聞したる人なりし。

動植の物の擴布、人文の流行を研究するものにして、若し潮流の關係を缺如したらんには、果して能く其正鵠を得べきや、特に、航海術幼稚にして唯に風力と潮流とのみによりて航走したる時代の人類及び文化の遷徙と傳播を研究せんには、漂流の影響を除外すべからざるは明なり、新村博士が、其論著中に、屢漂流記類を引據する、吉野博士が、漂民幸太夫を著す、共に東西洋文明の交渉を漂流記中より拮據するものにして、漂流が、世界の文明に適切の關係を有する好例なり、之を要するに、不意偶然の事象ながら、漂流の一事は、文科理科各方面に關繫を有し、各方面の學者の利用を待つものと謂ふ可きなり、予の和田氏に會へるは、唯前記の席上一回のみにて、改めて教を請ふ機會を得ざりしが、今や氏既に道山に歸りて數年なり、本書一本を贈りて知己に報すること能はざるを憾みどす。

原始的生活法

遠州新居の甚八郎三人は絶海無人の荒嶋に漂到し、野處粗食二十一ヶ年目に歸還せ

り(全集七一頁)又土佐國赤岡浦の船頭長平は、同じく荒涼無人の南嶋に漂流し、在嶋十三年にて無事歸航せり、同時に歸航したる者に、在嶋十一年の者九人、同九年の者四人ありし(全集三五三頁)この一團の船人の、在嶋生活は、鳥魚を捕へて食ひ、羽毛を着て穴處し、殊に長平は、最初三年間、全く火食を絶ち、殆ど原人時代の風なり、勿論其間に、死亡者七人ありとは云へ、人類活力の至大至強なるを想ふ可きなり、又元和漂流記(本書收録)に見ゆる、南嶋在住の百餘人は、皆三郎太郎藤次郎二夫婦の子孫の繁衍にて、生るゝばかりにて曾て死したることなしといふ、海岸に海老鮑を捕り、野に自生の粟稗を收めて食し、茅を刈りて庵となし、天繭を織りて衣となし、半原始的の生活にして、五六十年間絶て一人の死者なしといふこと、殆ど信すべからざる程、善良なる健康状態なり、其因由を明にせざれども、普通人の生活法に比して、文野の差有ることだけは何人の目にも直ちに映すべきに非ずや、又督乗丸の一團(本書收刊)中、人々次第に病人になり、黒くなりて惣身腫れなやむとあるは、今日いふ

所の壞血病なり、船長重吉獨り、剃刀にて皮をたち割り、黒き血を絞り出し、其創口を鹽にがりに溶したれば、終に其病に罹らずとあるは、如何なる奇效ならんか、其道の者の研究すべき點ならん、殊に五月八日より六月廿八日まで五十日間に、十人の船員相續きて死亡し、尙二人船底に呻吟し、今日明日を測り^{けふあす}がたき重症なりしが、八月初めに、生鯉を食ひ始めてより、病氣は忽ち回復し、僅々數日にして、船長に代りて勞作する程になれり、編者は、この項を讀みてより、なま物の人體に特效あるを知ると同時に、現今盛んに賞用されつゝある罐詰等の貯藏的食料品の榮養效力を疑ふに至れり、これ亦、榮養食料研究家の一顧に値すべき事實なるべきを信す。

本邦の航海者と蒸餾水

漂流者の常に苦む所は、飲料水の缺乏なり、大海の上に苦みながら、一滴の飲水なく、水は飲まざれども涙は出で、禁すべからざるもの滔々皆是なり。

全集に收めし漂談は三十餘種、その中に、飲料水盡きて後、潮水より之を取りし記事あるものは極めて寥寥、實に晨星の如し、馬丹漂流記（全集五六頁）に、『鍋に潮を入置、いきの外へもれぬ様に、ひた物置ゆへば、桶へ右の露たまり、水二升程づゝ取ゆ』とあるは、自然蒸發の記事の如くなれども、如何にや、又薩人唐國漂流記（同二五〇頁）に、『船中香水を遣ひ切、難儀仕ゆへ、潮を煎じ水を取り、飯を焚き呑ものに仕ゆ得ども、多くたべゆ得ば、咽乾きゆ間、少しづゝたべ』とあり、又薩州漂客見聞録（同八二三頁）に『香水遣ゆに付、汐を煎、水を取、香水にも仕、飢渴を凌』とあるは、共に、正しく蒸餾水を得しなるべし。

本書督乘丸日記には、夢に蒸餾の方法を受け、一日に七八升づゝ得たる方法を詳記し、又彦藏の記中にも、蒸餾器を假りに設け、清水を取り貯へたること見ゆ、邦人の漂流記中、蒸餾水にて渴を凌ぎし記事は、上記數則の外未だ之を見ず、稍物足らぬ感なきに非ざるなり。

漂客歸着の變遷

徳川中葉以前の漂客の、本邦に歸還したる者は、必ず支那東海岸、或は安南々洋地方に漂到したる者に限る、然るに、今世に近づくに従ひ、北米或は西比利亞等、北部地方に關係を有するもの多きを加へたり、太平洋が、漁獵或は通商の爲めに、漸次利用さるゝ度を増し、太平洋上の魯船米船の密度の、漸次濃厚となれる一斑を證するならん。

帆船漂出の季節

古來わが帆船が、海上にて不測の早手の爲めに漂没の難に遭ひ、貴重の人命を損し物資を失ひたること、その幾何なるや計數すべからざる量に上るべし、漂流談を編纂する間、其漂出の月が、必ず十一月に一定し居る如く思はれたれば、試みに全集と

本集中、月の記載無きもの及び重複のものを除き、漂流四十件の漂出月別を調べたるに、果して、十一月を最とする表を得たること下の如し、尙、多數の資料にて調査を遂ぐる時は、何等か、有用の一表式を得んこと必せり。

帆船の漂出月別表

十一月	十一件	十二月	十一件	十月	五件
九月	三件	七月	三件	正月	二件
五月	一件	六月	一件	八月	一件
四月	一件	冬	一件	二月	〇
三月	〇				

之に由て観る時は、毎年十一十二ヶ月は、他の十ヶ月の總計よりも、漂出事件多し、これこの月は、風浪の險惡なると、物資集散の忽劇にして、航海船舶の多きなどに原因するなるべし。

附 録

漂民送還に就ての上書

高三拾俵一人扶持内御足高二俵

千人頭志村又右衛門組同心組頭 松本斗機藏 成四拾六歳

私儀、幼少之砌より學問執心仕、少給の身分執行不_レ任_ニ心底_ニ得共、只今以引續心掛罷在、且外國の地理風土等の儀も、年來研究仕罷在_ル。

一、當節^{アンデリア}厄利亞國モリソンとや船にて、日本の漂民七人爲_ニ乗組、江戸近海へ渡來仕_ル趣、右は漂民送越_ルとは乍_レや、内實交易の願望有_レ之_ル由風説御座_ル、風説の儀にて、全信用難_ニ相成_ニ儀には奉_レ存_ルへ共、萬一江戸近海へ乗渡_ルや間敷物にも

無レ之、其節は文政八酉年中被^ニ仰出^ル御觸面之御趣意を以、其津浦に於て一圖に打拂可^レヤは必定の儀可^レ有^レ之、此儀イギリス船、文化六己年八月長崎へ渡來及^ニ濫妨^ニ、文政七申年六月常州多賀村大津濱へ猥に上陸仕、同年七月薩州寶嶋にて野牛を奪取、又は洋中に於て廻船之米穀等掠^ル儀等、全海賊之所業に付、不^レ得^レ止右嚴重の御所置は、イギリスに不^レ限、總て諸外國の海賊を被^ニ制馭^ル御儀可^レ有^レ之、イギリス國近年所領追々取廣げ、當時は本國より萬里の波濤を越、アメリカ洲の内又は南應帝亞^{インデア}の内等、夥敷押領仕^ル由にも及^レ承^ルへば、右屬國邊裔之奸商黠賈、諸國通商の折柄、右様の所業に及^テ間敷物にも無^レ之、古へ足利將軍義滿公の頃、四國九州の亡命無頼の族、明國の海濱へ屢々亂妨仕、彼國倭寇と唱へ、殊の外恐怖仕、彼明國天子より足利將軍へ使を以右の倭寇を禁制せられんことを被^レ乞^ル儀など有^レ之、當時イギリスの賊船も、矢張右倭寇の類に有^レ之間敷哉に奉^レ存^ル、萬一左様^ルへば、右賊徒を以、彼官府の正人を概論仕^ルに相當り、事

情に於て迂濶成様にも相聞可^レヤ歟、殊更此度は遠海萬里勞費を不^レ厭漂民を憐み送越^ルとヤ義は、假令内實願望差含み、一時の謀略^ル共、名義に於ては殊勝成義に相聞、且寛政四子年、松前へ幸太夫等連渡^ルロシア使節アタムラツクスマン、文化元子年九月、長崎へ仙臺の漂民連渡^ル同斷ニコラーレサノツト同様の使節船に可^レ有^ニ御座^ニ歟、其上國初には、御朱印迄被^ニ下置^ル御由緒も有^レ之、旁以表裏成御取扱相成^テ間敷哉、然處、賊船同様之御處置御座^ルては、外國の使臣に被^レ對禮讓を失^ル儀に相當り、又は皇國の民を御憐みの道理にも相振れ、御不仁の様に相成可^レヤ、漂民共は元來一文不通の船子共可^レ有^レ之^ルへごも、彼國滯留中及^ニ見聞^ル儀に付、彼國の事情も相分り、向後御手當の一助にも相成^テ間敷物にも無^レ之、偕又當時強大のイギリスの義に御座^ルへば、萬一怨憤を懷^キ節に至^ルは、中々以是迄の海賊船の所業にては相濟^テ間敷、終には兩國の戰爭共相成可^レヤも難^レ測、其上魯西亞五六年以前、隣國ホールレンを攻取り、其國の高位高官の者共を

擒に仕、悉妻子召離し、エソ奥地カムサツカ並其邊の嶋々へ追放仕、往々武功相顯れし者には本國へ引取、夫々恩賞可遣との誓約の由、此義若實事にも有之、イギリス共と合謀仕間敷物にも無之、左様いへば、日本近境へ足溜之場出來仕、萬一の節、自然足長の働相成可や、左様の節に至り、第一心配仕は、彼國の船に、房州洋伊豆大嶋の洋に徘徊罷在、江戸入津の廻船を見合次第差妨は、御府内食米を始諸色品切と相成、國內の飢饉よりは、差當り大患出來可仕は、依之、此後、萬一右船渡來仕は、アタム・レサノットの如く御手厚の禮接有之、漂民御受取被成、猶交易の願望や出は、レサノットへ被仰渡し御趣意を以、右使節へ御曉諭有之、其上にも承服不仕強て剛情にや慕り歸帆不仕はば、其節は無一念船共擊碎はとも、罪咎の歸する所可有御座、假令末々如何様に相成はとて、御國內の上下萬民に至迄も、無餘儀次第哉と一同奉存、萬一の節に及び、味方一段銳氣相増可や、天正年中小田原の以前に、北條家より、

上州沼田を被下は、上洛可致とや越は節、秀吉公則沼田八萬石望の如く被遣は、或者、氏政は表裏の者にては、沼田を被遣はとて、中々以上洛は仕間敷とや上はへば、秀吉公、沼田を遣間敷とて戦争に及は、味方の士卒偕々沼田可被遣こと也、僅八萬石故に、諸人に難儀させはと存は、自然怨憤の心を生じ、其場に臨み、進み不宣、八萬石遣はて上洛不致節は、惡敷表裏の北條家哉と、一同奉存、其節に至り、征伐は、下々迄一入銳氣強可有之、左はへば、八萬石に北條家を引替たる物哉と被やへば、或者は勿論及承は者一同、難有思召哉と、感服仕由、右等之道理を勘辨仕はも、一旦は穩便之御取扱御座はとて、決して姑息を求め怯弱を示すの輿論有之間敷やに乍恐奉存は、彌左様成儀に御治定御座は、彼船江戸近海へ渡來無之以前に、異國船地方近く乗寄は、見届船差出し、日本の漂民も乗組可罷在は、通辯も可相分は間、イギリス使節船に相違無之は、打拂の義は見合置、其段可訴出旨、江戸近

海の浦々へ、早々御觸達有御座一度奉存は、左様も無御座はゞ、文政度御觸面の御趣意を相守り、一圖打拂可レヤ、左様はゞ朝廷之御美意中途にて沮格は義に相成、眼前に大患を生じは儀可レ有御座は、此段孰れにも持重成御處置可レ然方、乍レ恐奉存は。

前條、國家の御政に關係仕は儀を、私如き卑賤凡愚の身分にて、猥に論議仕は儀は、不レ在_二其位_一不_レ議_二其政_一とヤ聖言にも違ひ、何共不遜至極御答の程も重々奉_二恐入_一へ_二ども、猷芹の卑誠寔以難_二默止_一、不_レ願_二恐愚意の一得を奉_二上_一は儀に御座は 以上

諸厄利亞本邦へ渡來仕は始末左に略陳仕は。

一、諸厄利亞國の儀、慶長五年の春、加比丹アンシとヤ者、和蘭陀の加比丹ヤンヨースとヤ者と乗組、咬喝吧より出帆、泉州堺の津へ着津仕は處、江戸へ可_二乘廻_一との御事にて、即南海を廻り、遠州灘にて難風にあひ、相州浦賀へ漂着破船仕、此

旨言上有_レ之處、船中の人數陸路より可_二差越_一旨被_二仰付_一、因て陸路より江戸へ參上、委細被_レ遂_二御詮義_一は處、願之通日本渡海商賣御免有_レ之、然ども可_レ令_二歸國_一乗船無_レ之、八九年の間滯留罷在、其間御扶持方居屋敷被_二下置_一、時々御城へも被_レ爲_レ召、異國筋の儀など御尋有_レ之、其後九年經ひて、同十三申年、和蘭陀船一艘肥前平戸へ渡來ヤ出は、始て御當國へ渡海仕は本國の船、于_レ今歸國不仕はに付、無_二心元_一、今般御當地へ罷越は段ヤ出、平戸領主松浦壹岐守方より、江戸へ注進有_レ之、早速和蘭陀頭人江戸へ可_二差越_一由にて、檢使被_二差越_一御詮儀の上無_二相違_一を以、在留之和蘭陀イギリス御返に相成、以來日本渡海商賣の儀も、此節御免則御朱印被_二下置_一、(但慶長十八年八月、イギリス人、駿府に於て花火を立入_二上覽_一は事、駿府政事録に載_レ之由、慶長十八癸丑八月二日、自_二長崎_一花火上手唐人參府、三日花火唐人今日御禮、則六日の夜、花火上手有_二上覽_一の由被_二仰出_一、イギリス今日候_二殿中_一、猊、猩々皮十間、弩二挺、象眼入鐵砲二挺、長一間程之遠目鏡

六里見之、六日臨昏黒、花火唐人於二ノ丸立花火、大御所宰相殿少將殿御見物、年々爲商賈渡海仕處、元和二年八月、改て五個條之御朱印被下置、其後引續き渡海仕處、商賈次第に利潤無之故、以來渡海仕間敷旨訴之、同七年より渡海相止め、三十五年經て延寶元年五月、其國の加比丹セイモンデルホウ乗組八十六人にて長崎に入津、奉行岡野孫九郎より詮儀有之處、イギリス船にて、先年は平戸へ年々相渡り、其後四十年中絶仕、向後以前の如く渡海商賣御免を蒙り度爲訴訟類船三艘にて、去る亥年本國出帆、ハンタンとヤ所に相渡り、一艘は東京へ遣し、二艘は去年六月高砂へ參り、順風無之滞留仕、今一艘の荷物も此船へ積籠、類船はハンタンに遣し、是も跡より入津可仕と奉存段や立、孫九郎より早々江戸へ注進有之處、イギリス人訴訟不相叶、同七月廿六日歸帆被仰渡、船中に糧米無之に付、荷物拂代金貳百六拾兩三分銀九匁内七十二兩三分は、船中の食物諸色にて相渡し、殘て八十八兩金子にて持歸、尤此度先

年之御朱印、可致持參筈に共、數十年中絶故にや、御朱印之様子不分明、平戸より持渡日本文字の書付差出由、其後十六年經て、元祿元年其國之使者、日本への書札持參、暹羅へ罷越、同國の守護へ託し、日本へ達吳様相頼に共、守護一圓及斷由、此後文政元年五月同五年五月兩度共に、浦賀へ着津、願の筋や出、是は彼國屬國の地方より仕出船にて、本國政府の命を受、渡來仕儀には相聞不レハ、右者、東照宮様臺徳院様より、兩度御朱印迄も頂戴、和蘭陀同様御由緒も有之とヤ儀、荒増相記し迄に御座、以上

天保九戌年十二月

松本斗機藏

文政八年に、外船と見ば、躊躇なく撃退すべき官令ありてより、肥後の壽三郎尾張の庄藏等六人の漂客を歸朝せしめんとて載せ來りし米國は、浦賀に近づきて砲撃され、轉じて薩摩の櫻島に入りしに、又砲撃を受け、地方に着くこと能はずして、空しく清國澳門に引還せり、これが爲めに、六人の漂客は、終生の憾みと悲みとを懷きて、

終に清國に永住の民となれり。

天保九年三月、和蘭甲比丹より、英船モリソン、漂民を送りて來航すべしとのことを上申せり、これ其前年既に、壽三郎等を送り來りし事實を知らず、事後に報告せしものなるが、本邦の志士論客には、新に一問題を惹起ひきおこさしめたり、渡邊華山の駄舌小記・慎機論、高野長英の夢物語等の發表されしもこれが爲めにして、前記松本氏の上書も亦、渡邊氏等の意見と異曲同巧なり、好漢著して傳ふるに足る。

異國漂流奇談集 大尾

昭和二年六月二日印刷
昭和二年六月五日發行

異國漂流奇談集
◇定價金三圓◇

版 權 所 有



著 者

東京市下谷區下根岸廿五番地

石 井 研 堂

發 行 者

東京市京橋區尾張町二丁目十五番地

福 永 一 良

印 刷 者

東京市京橋區瀧山町五番地

渡 邊 吉 郎

版 元

東京・銀座・尾張町

福 永 書 店

電話銀座局一六九九番
電話口番東京四〇四六六番

小野秀雄解題 竝校訂

横濱 新報 もしほ草 江湖新聞

四六判五百數十頁
原色版・凸版
寫眞版十數葉
定價四圓五十錢
送料廿四錢

「もしほ草」は横濱の米人ウエンリドの發行である。英佛が各薩長と幕府の後押しをし、どが面白く、結局は兵器購入のために日本が衰微して、外國に富士山を奪はれることな
たが慶應四年六月福地の外法權の横濱で發行された。故に「もしほ草」は
明治三年迄繼續して發行されてゐる。無新聞時代を唯一の新聞である。「もしほ草」は
の價値は「もしほ草」は岸田吟香が如何に官軍に憤激して、官軍に禁止された新
聞である。「もしほ草」は如何に官軍に憤激して、官軍に禁止された新
末の紛亂期に江戸横濱の人氣が如何に官軍に憤激して、官軍に禁止された新
本紙は此の兩紙全部を復刻し、更に新聞學者として有名なる小野秀雄氏の研究に
を福地ウエンリドの岸田吟香の肖像、「江湖新聞」も「もしほ草」の表紙七種原書の寫眞數葉
を挿入し、資料の感じを遺憾なく發揮してゐる。面白いのは此の新聞である。維新時代の命がけの
葛籐史の重要資料であるのみならず、讀んで面白いのは此の新聞である。維新時代の命がけの

宮崎滔天著

解題・索引 (吉野作造作) 添付
著者小傳 (宮崎龍介作)

三十三年の夢

四六版三百餘頁
背クロス函入寫眞三葉
定價 二圓
送料 二十錢

本書は著者の自叙傳である。

明治初年に生れた有爲の青年の受けた教養と、その歩んだ道の如何を本書は巨細に語つて居るのみならず、志を東洋全局の革新に立て遂に支那の孫逸仙と結んで初期の革命運動に骨身を砕いた一團の志士の隠れたる史實が叙べられてゐる。一部の傳奇的支那革命史であると同時に亦日支兩國内面關係秘史とも謂ふべきものである。

加之著者の數奇風流の運命と飾る所なき其の赤裸々の告白と、巧まずして人を魅する其の美文とは單なる讀物としても吾人をして一讀遂に巻を措く能はざらしむるものがある。私は支那革命の良參考書を曾て孫逸仙の一派に問ふて始めて本書の名を聞いた。その漢譯が今日なほ廣く支那で讀まれてゐるは言ふまでもなく、創刊當時日本でも版を重ねること十數回に及んだとやら、私は支那初期革命の眞相を告ぐる貴重なる文獻として又一代の漂泊兒好漢滔天君の偽らざる懺悔録として多年本書を愛讀書十種の中に數えて居る。今日之を再刻して世に問ふは藝術的作品として又歴史的重要史料として保存し且普及せしむる必要を認められたからである。

校訂者 吉野作造

齋藤鶴磯著

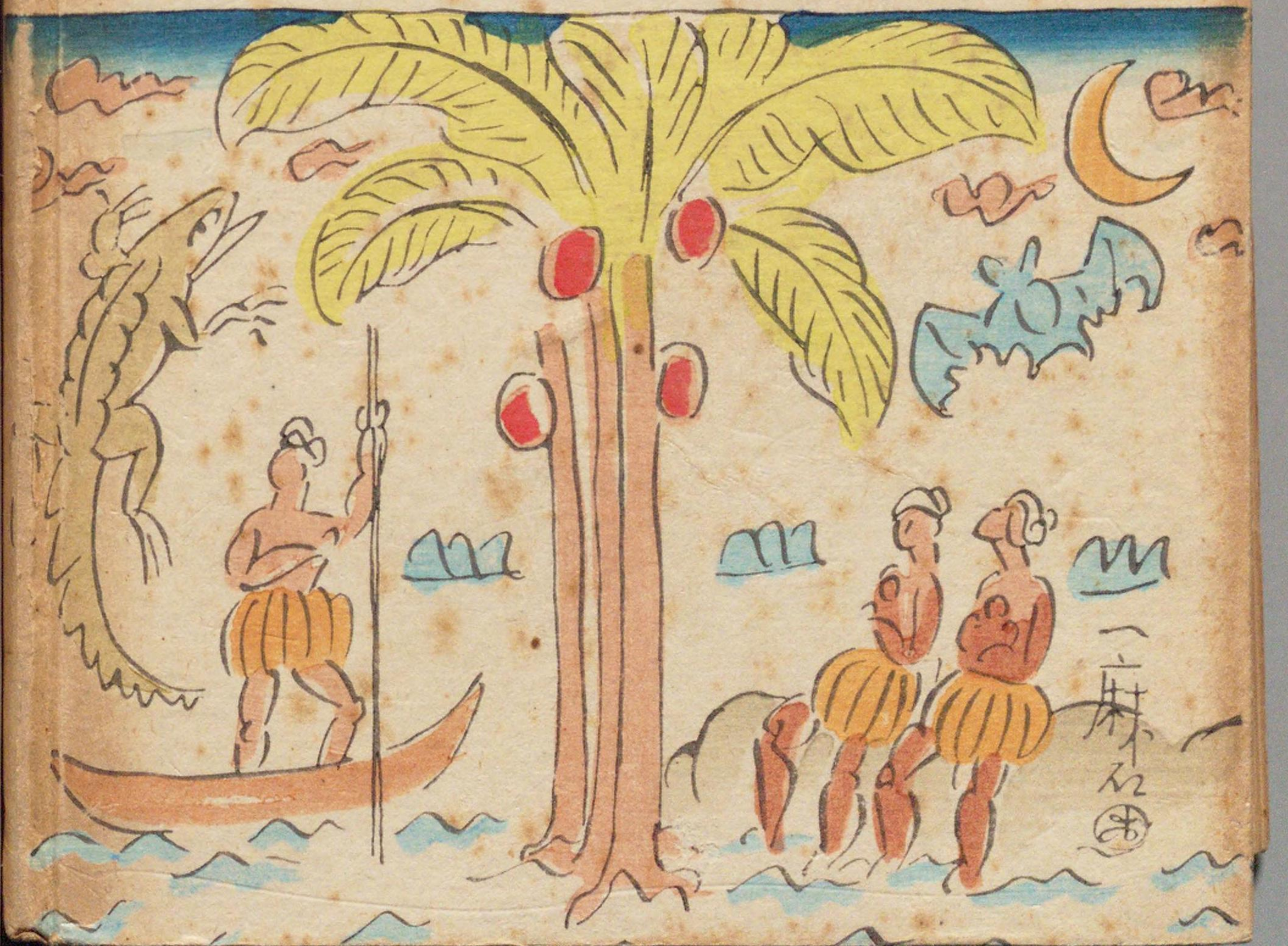
武藏野話

三六判布表紙和綴帙入
總頁四百餘頁・凸版一
七頁入コロタイプ
二十個目次索引添付
定價四圓二十五錢
送料書留

徳富蘇峰氏曰く

誰しも武藏野に關して興味を持つものは、齋藤鶴磯の『武藏野話』を愛讀せぬものはない。如
い。予は愛讀として、上乘のものであるから、齋藤鶴磯の『武藏野話』を愛讀せぬものはない。如
何にも風士畫として、尋常の風土記のみならず、或は地名を考證し、或は史蹟を採訪し、實地
踏査の上にして、單に文化の風土記のみならず、或は地名を考證し、或は史蹟を採訪し、實地
齋藤鶴磯は寛政から文化の風土記のみならず、或は地名を考證し、或は史蹟を採訪し、實地
或は古文書、古碑、更りに考學の領域たる石棒さえも、寫生して紙上に掲げてゐる。今ま之
を縮版したるは、江湖の驩迎に價する。(中略)
最稀本だ。武藏野話「初編」續武藏野話「二編」を併刊してゐる。前者も稀本であるが、後者は
猶ほ剩すところを知らなかつた。予も此の縮版が出来た乎、將た三編、四編、五編は豫告通り、
縮版と云ふ所、其の實は著者の眞蹟、墓碑、小傳、序文、索引等を加へたるだけだ。されど縮版
と云ふも、其の内容は、原刊本よりも、寧ろ豊富だ。



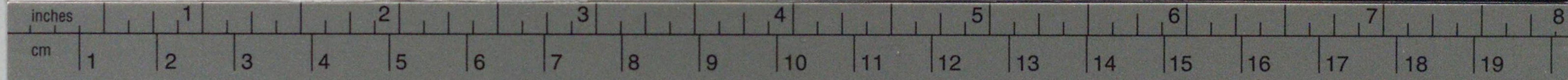
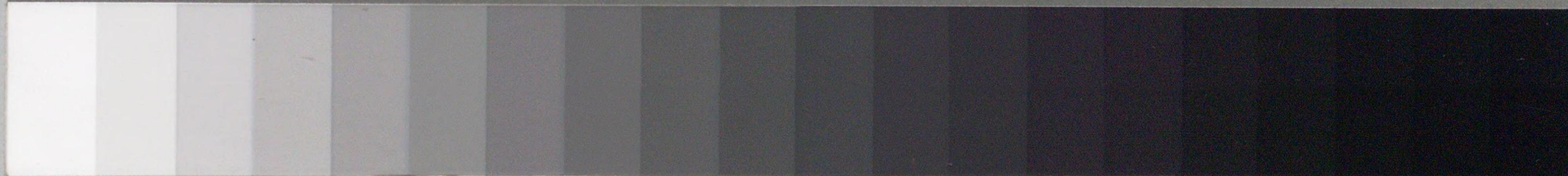


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

